

平成19年 第4回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成19年12月12日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成19年12月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第80号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第81号 由布市小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第82号 由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議案第83号 由布市交流体験施設条例の一部改正について
- 日程第5 議案第84号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第85号 土地改良事業の施行について「祐照庵地区」
- 日程第7 議案第86号 土地改良事業の施行について「影戸地区」
- 日程第8 議案第87号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第9 議案第88号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第89号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第90号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第91号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第92号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第93号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 追加日程
- 日程第15 議案第94号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について
- 日程第16 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

追加日程

- 日程第15 議案第94号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について
- 日程第16 請願・陳情について

- 日程第1 議案第80号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第81号 由布市小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第82号 由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議案第83号 由布市交流体験施設条例の一部改正について
- 日程第5 議案第84号 由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第85号 土地改良事業の施行について「祐照庵地区」
- 日程第7 議案第86号 土地改良事業の施行について「影戸地区」
- 日程第8 議案第87号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第9 議案第88号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第89号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第90号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第91号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第92号 平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第93号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第94号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について

出席議員(24名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 4番 新井 一徳君  | 5番 佐藤 郁夫君  |
| 6番 佐藤 友信君  | 7番 溝口 泰章君  |
| 8番 西郡 均君   | 9番 淵野けさ子君  |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君  |
| 14番 江藤 明彦君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 久保 博義君 |
| 19番 小野二三人君 | 20番 吉村 幸治君 |
| 21番 工藤 安雄君 | 22番 生野 征平君 |
| 23番 山村 博司君 | 24番 後藤 憲次君 |

25番 丹生 文雄君

26番 三重野精二君

欠席議員（2名）

3番 立川 剛志君

15番 佐藤 人巳君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君

書記 衛藤 哲雄君

書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	首藤 奉文君	副市長 .....	森光 秀行君
教育長 .....	二宮 政人君	総務部長 .....	小野 明生君
総務課長 .....	秋吉 洋一君	総合政策課長 .....	二宮 正男君
財政課長 .....	米野 啓治君	会計管理者 .....	大久保富隆君
産業建設部長 .....	篠田 安則君	契約管理課長 .....	長谷川澄男君
農政課長 .....	野上 安一君	建設課長 .....	荻 孝良君
水道課長 .....	目野 直文君	都市景観室長 .....	若林 純一君
健康福祉事務所長 .....	今井 干城君	環境商工観光部長 .....	佐藤 純史君
挟間振興局長 .....	後藤 巧君	庄内振興局長 .....	大久保眞一君
湯布院振興局長 .....	佐藤 純一君	教育次長 .....	後藤 哲三君
学校教育課長 .....	高田 英二君	生涯学習課長 .....	甲斐 裕一君
消防長 .....	二宮 幸人君		

午前10時00分開議

議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。議員及び執行部各位には、引き続きの本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は24人です。立川議員、佐藤人巳議員が入院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

お諮りします。本日、市長から、議案1件が提出されております。また、去る12月6日の本会議において、請願6件をそれぞれ所管の常任委員会に付託しましたが、その後、新たに請願3件と陳情1件を受理しております。ついては、この提出案件2件を日程に追加し、日程第15及び第16として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、議案1件及び請願3件、陳情1件については、日程第15及び日程第16とし、議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第15 議案第94号

議長（三重野精二君） それでは、まず日程第15、議案第94号を上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第94号について、提案理由の説明を申し上げます。

県営南庄内地区土地改良事業は、昭和56年から平成11年度まで19年の歳月をかけ、農業の構造改善等を目的に、104ヘクタールの圃場整備事業を行ってまいりました。事業の実施に際し、地区の受益者が農林漁業金融公庫資金を借り入れ、工事費の負担金として支払いをいたしました。公庫資金の借り入れを行うことに対しまして、旧庄内町が旧庄内町農協との間で融資を容易にし、土地改良事業の推進を図ることを目的に損失補償契約を締結しております。さわやか農協より一部の債権が停滞となっております。損失の請求があり、融資は延滞をしている債権者等を精査し、客観的に債権の回収がほとんど見込めないと判断をいたし、損失補償をするものでございます。

議案は、これまでさわやか農協と協議を行った結果、損失額についての協議が整いましたので、追加議案をさせていただくものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（三重野精二君） 次に、担当部課長に詳細説明を求めます。農政課長。

農政課長（野上 安一君） おはようございます。議案第94号につきまして、詳細説明を申し上げます。

まず、議案でございますが、県営南庄内地区土地改良損失補償について、請求者の住所でございますが、由布市庄内町畑田300番地3、請求者の氏名でございますが、さわやか農業協同組合代表理事組合長、鷲野正美組合長であります。

損失補償金につきましては、549万5,407円でございます。

提案の理由につきましては、旧庄内町で実施されました圃場整備工事に伴い、地元分担金について受益者が、旧庄内町農業協同組合から借り入れた債務を償還期限後、一部につき履行遅滞と

なり、さわやか農業協同組合に損失が生じたところにより、旧庄内町農業協同組合と旧庄内町で締結した損失補償契約に基づき、その損失補償を行うためでございます。

以上でございますが、詳細説明を若干させていただきます。

今回の追加議案につきましては、これまで議会の所管委員会、全員協議会でも状況につきましては御説明をしてきているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。特に、両委員会、あるいは全員協議会で議会側の御指摘も踏まえまして、私ども数十回にわたりまして、農協関係者と協議を交渉を行ってきたところでございます。

とりわけ農協側の方としましては、訴訟金額であります金額である金額の949万8,942円、遅滞損害金を含めましての金利は14.5%での交渉のスタートでございました。しかしながら、私どもは市の方としましては、今年度の3月議会に提案し、6月議会で否決をいただいております金利6.4%、6.5%に戻してほしいというふうな交渉をまず市側の方はいたしました。その金額は581万9,298円。もちろん私どもの交渉のスタートは金利なし、元金のみというスタートで、相手側との交渉協議を行ってきたところでございますが、その間、農協としても農協の事情を踏まえまして、6.4%、6.5%の金利の581万9,298円、12月28日基準日でございますが、それ以外は譲れないというふうな交渉で、一部協議が暗礁に乗り上げた状況もございましたが、最終的にトップ会談を行わせていただきまして、農協組合長、市町村のトップ会談によりまして、ある程度の交渉の打開が見えてきたというふうなことでございます。

その交渉の打開につきましては、強く市の方から、金利ゼロというふうな形ではお願いできないだろうかという交渉を行いましたが、到底それでは受け入れることはできないというふうなことで、まず双方で話し合っ、合併前、市町村合併の前の庄内町とさわやか農協の時代までの金利については6.4、6.5についてはやむなし、それ以降の合併後の金利について金利ゼロでお願いしたいというふうな交渉も踏まえて、十分突っ込んだ協議交渉を行ってきたところです。最終的には、今回提案をしております金額、ただいま申し上げました549万5,407円という形である程度協議が整ったところでございます。

これにつきましては、市町村合併の前までにつきましては、6.5、6.4と、それから合併後につきましてはほとんど金利ゼロと、ちなみに金利を計算してみますと1.4%程度と、金額にしますと1万9,000円程度と、ほとんど金利ゼロ状態で交渉が協議が整ったというふうなことでございます。今後、議決をいただきながら、農協の方も最終的には、役員会、理事会等もございしますが、できるだけ年内に解消を目指して、農協の方にもこの金額で解消というふうな運びになりますれば、最終的に決定という形で折り合いたいというふうに思って今回提案をさせていただきました。

ちなみに、3月末での今回予算で計上しておりますのは586万6,686円、これは19年

3月末までの予算想定金額を計上させていただいておりますが、ただいま申し上げました549万5,407円という形で話が整いましたので、今回提案をさせていただきました。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 以上で追加の議案1件の提案理由の説明が終わりました。

なお、質疑については、後ほどの日程に従っていきます。

#### 追加日程第16．請願・陳情について

議長（三重野精二君） 次に、日程第16、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長にその請願の朗読を求めます。議会事務局長。

事務局長（二ノ宮健治君） 議会事務局長です。お手元に請願文書表の追加、並びに陳情の文書表を差し上げてございます。これに基づいて朗読をいたします。

まず、請願文書表から。

受理番号21、市道瓜生田上上淵線の道路改良による危険交差点解消に関する請願、淵5区自治区委員、角熊益美氏ほか5名でございます。紹介議員は、山村博司議員でございます。

受理番号22、件名、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書、採択等を求める請願書、請願書は、大分県保険医協会会長松山家久氏でございます。紹介議員は西郡均議員でございます。

受理番号23、件名、保健でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める請願、同じく保険医協会会長松山家久氏、紹介議員は、西郡均議員でございます。

次に、陳情文でございます。

受理番号2、件名、通学路の歩道橋設置について、由布市立由布院小学校PTA会長小山和義氏ほか1名でございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） ただいま議会事務局長が朗読いたしました受理番号21から23までの3件の請願及び受理番号2の陳情については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

これより各議案の質疑を行います。なお、発言につきましては、議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁等も簡潔にお願いをいたします。

#### 日程第1．議案第80号

議長（三重野精二君） それでは、日程第1、議案第80号由布市国民健康保険税条例の一部改

正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

## 日程第2・議案第81号

議長（三重野精二君） 次に、日程第2、議案第81号由布市小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 議案第81号についてですが、石城西部小学校を廃校するというこの議案ですけれども、先日の同僚議員さんの一般質問の中にも出てきましたけれども、この廃校までに至る経緯の中で、答申が出てその説明会を開催したというふうな詳細を、やはり全議員に配っていただきたいということと、もう一つは、この廃校した後の小学校の跡は、どんなふうな利用を考えているのかとか、そういうことに関しての地域の皆さんからの意見というものはなかったのかということをお教えください。

議長（三重野精二君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 1番議員さんにお答えいたします。

石城西部小学校につきましての閉校に伴う要望書の中に、小学校の跡地利用という形で要望書が出ております。読み上げてちょっと説明したいと思います。「跡地利用（校舎処分を含む）は、自治区と協議の上、自治区の要望を優先し、自治区の活性化、福祉を目的としたものを求めます。」という形の要望書が出ております。私どもも自治区の要望を優先しながら、跡地の利用について、今後対応していきたいと考えております。

それから、閉校までの経過に至る分につきましては、後ほど資料を差し上げたいと思っております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 地元地区にとって学校がなくなるというのは、単に子供の教育機関がなくなるという意味だけではなくて、地域にとっては小学校というのは、非常に重要なその地区の拠点という意味で大切なものだと思います。そういう意味で、その廃校が閉校がやむなしとしたとしても、その地域にとって小学校をどういうふうに今後使っていくのかというのは大変重要な問題だと思うんです。そういうことをあわせて、その閉校するかどうかという議論が重要だと思うんですね。

それで、その要望書が出てきたというのは、今初めて知ったんですけど、それはいいんですけど、その要望書が出てきたことに対して、市としては逆にどういうふうにその地元地区にその学

校を使わせてあげるような施策をとっているのか。具体的に言うと、例えばそのじゃこれ設置条例がなくなるわけですから、財産としては、普通財産として持ってて、例えば、じゃ公民館機能に変えるのであれば、そういう措置も必要ですし、そういうことが具体的にあとどういことをするっていうことは、市はきちんとその地元で提示しているのかどうかですね。そこら辺を教えてください。

議長（三重野精二君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） その辺につきましては、今後自治区の要望を聞きながら対応をしていきたいと考えております。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） これからだとは遅いと。本当はそういうことがあって、だから小学校がなくなっても、こうやって地元の拠点として使いますよということと一緒に話していくべきだというふうに思います。

で、具体的には、じゃあこれ議案がこれもし可決された場合には、その後、財産的にはどういう取り扱いとして持っておくんですか。行政は。

議長（三重野精二君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 当然学校の教育委員会の所管から、行政の方の普通財産の方に移ると思います。

### 日程第3．議案第82号

議長（三重野精二君） 次に、日程第3、議案第82号由布市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

### 日程第4．議案第83号

議長（三重野精二君） 次に、日程第4、議案第83号由布市交流体験施設条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。20番、吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 20番、吉村です。この海の家研修所は、旧湯布院町と旧鶴見町の友好の証として相互に研修所を設立して、海と山の町民の友好親睦ということを目的に、平成3年ですかね、これ設置されたと思うんですが、その後、両町とも合併をして由布市、佐伯市となったわけですが、この払い下げの理由に「所期の目的を達した」というふうな提案理由がなされて説明があったと思うんですが、所期の目的を達成したというその判断理由これを

一つお聞きしたいのと、今後の展望と払い下げの相手方がもう決まっているのかということですね。

それから、今後観光面で、由布市と佐伯市が友好連携を新たに結んだようにありますし、道路の整備もなされて、今後の利用価値というのがあるんじゃないかというふうに思うんですが、それでも廃止するのかと、指定管理者の指定管理への考えはなかったのかということも含めて、説明をお願いしたいと思います。

議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課長でございます。20番議員にお答えいたします。

まず1点でございますが、所期の目的が達成されたのかといいますけど、我々教育委員会としては、2年間、合併後2年間の研究検討をしまいいりました。その中で、文教厚生委員さんたちともお話ししながらやってきたわけでございますが、所期の目的を達成したのは、どういう意味かといいますか、これは合併前に、湯布院と鶴見町の友好姉妹町の解散式を行ったと聞いております。それで、所期の目的は達成されたんじゃないかなと思っております。

それと、もう一点の理由といたしましては、当初、1,000人からあった利用客が、今では現在、年間224名……（発言する者あり）18年が202名となっております。年々減っております。これにつきましては、使用料も現在では20万円ちょっととなっております。そういう状況でございますので、所期の達成といいますか、そういうことを目的に達成されたんじゃないかな 目的といいますか、そういう結果で所期の達成ができたんじゃないかなと思っております。

それと、払い下げにつきましては、今後議決されたならば、公募によって払い下げの相手を探したいと思っております。

それと、観光面につきましては、観光課とお話したんですが、観光協会との話し合いで観光課の意見では、つるみの家は、もうあの状況では交流としては考えていないということをお聞きしましたので、その辺お伝えいたします。

あと観光課の方からお話があるかと思いますが、よろしくお聞きしたいと思います。

議長（三重野精二君） 環境商工観光部長。

環境商工観光部長（佐藤 純史君） 環境商工観光部長でございます。つるみの件でございますけれども、今回、新聞等で御存じのように、交流協定を結びました。そういうことで、つるみの交流館ですけれども、私どもとしましては、特段、交流を結んだ以後、そこをどういうふうにするかということとはあんまり話しておりません。というのは、話を聞きますと、非常に条件がよくないと、行き手が少なくなったということもありまして、そういうところにあんまり世話をするのはどうかなと思っております。しかし、施設がよくなっていけば、由布市と佐伯市が高速道路がつながります。したがって、お互いに交流するということができれば、場合によっては使う可能

性もありますから、今後考えていかなきゃならないということは思っております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） まだその考えるいとまが欲しいという状況の中で、一遍にもう払い下げてしまいますというのは、いかがなものかなと思いますけど、この意思判断は、私の議員の権利で行使したいと思います。

議長（三重野精二君） いいですか。これで質疑を終わります。（「担当委員」「文教委員」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）委員会で……（「いやいや今の提案理由にかかることですけどね」と呼ぶ者あり）1点だけ。どうぞ。

議員（8番 西郡 均君） ありがとうございます。同僚議員が言ったんでつけ加えますけども、私もこの提案理由そのものが間違っているというふうに思うんです。由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例が、この後に出てきます。その規定によって、これを行政財産からその普通財産に移行するだけのことで、それ以上のことを提案理由にするということ自体が、どうも提案としておかしいんだというふうに思います。当然この議決は、3分の2条項が適用されるんだろうと思います。したがって、根拠法令としては、その由布市議会の議決に付すべき契約、及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の規定によりというのを提案理由にしなければ、間違っているというふうに思います。同僚議員がその点を最後に指摘したんで、私も通告にありますけれども、それは委員会で議論すべき問題ではなくて、提案そのものに係る部分ですから、そのことについて提案者の意見を伺いたいと思います。

議長（三重野精二君） どなたかございますか。（「休憩したらいい」と呼ぶ者あり）休憩します。

午前10時25分休憩

.....  
午前10時27分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。西郡議員さんの御質問でございます議案第83号の提案理由が、今差しかえということで、由布市海の家つるみの払い下げを行うためということになっておろうかと思えます。このことにつきまして、公の施設の設置目的については、その住民の利用に、福祉のために供するということになっておりますけれども、これを廃止するときには、議会の3分の2の必要があるということが、地方自治法でもうたわれております。

そういうことでございますので、この提案理由につきましては、一応やっぱり理由としては廃

止が正解であろうと思います。廃止をして、その後の措置として払い下げを行うとかいろんな理由があるかと思いますが、提案理由としては廃止のためというのが正解だろうと思います。このことにつきましてですね……（発言する者あり）基本的には、今、私が申しましたように、廃止をして払い下げを行うということが流れとしては筋であろうかというふうに思っておりますけれども、同意語じゃございませんが、同趣旨のことが関連づけの言葉というのがちょっと、そういう位置づけでぜひ御理解いただけないかと、これですね、払い下げを行うということで、何とか御理解をいただければと思いますけど。（発言する者あり）

議員（８番 西郡 均君） 御理解できんちゃ。これ理解できたらおかしな我々が。由布市議会は何かちゅう。ちょっと協議してまた差しかえりゃいいじゃないですか。そげえ難しゅう考えんで。（発言する者あり）（「また休憩」と呼ぶ者あり）そんなこういう意味が含まれてますってどうして分かりますかね。

総務課長（秋吉 洋一君） このことにつきましては、ちょっと執行部内で検討させていただきまして、本会議中に御回答を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

#### 日程第５．議案第８４号

議長（三重野精二君） 次に、日程第５、議案第８４号由布議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。８番、西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） 先ほど８３号で言った内容でありますので、取り下げます。

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

#### 日程第６．議案第８５号

議長（三重野精二君） 次に、日程第６、議案第８５号土地改良事業の施行について「祐照庵地区」を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。まず、８番、西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） その祐照庵地区というのがわからないんですけども、わかる人はわかると思いますが、庄内の特に大津留付近に住んでいる人は。その点で言えば、この地図もどこかわかんような地図をつけているんで、当該区域がわかるような何か示し方、まあ関係委員会がわかればいいんかわかりませんが、ほかの議員も共通認識を持つためにも、この区域がどこ辺になるのかっていうのがちょっとわかりにくいんですけども、祐照庵というのがどういう使われ方をしているのか、それも含めて教えていただきたいと思います。

2つ目が、計画書そのものは、前回の議会のときにも言ったんですけども、計画書全体の地区は、由布地区という表記の仕方をしています。由布地区元気な地域づくり計画書、まあ表記の対象が由布地区になっています。そして、工事の内容について、祐照庵地区ということで、地区の使い方がこういうふうと同じ地区名を、概念の違うものをいろんなものを指して使い方をしていくんですけども、普通行政ではこういうことを考えられないんですけども、じゃ一体地区ちゃ何かって言ったときに、その困り果ててしまうんですけど、そういう使い方をしていいのかどうか。

それと、同時に出している影戸地区、これはもうわかりやすいですね。自治区ですから。前回出された柿原地区、これも地区名は自治区ですからわかりやすい。そういうのに比べて、わかりにくいこういう出し方をするとするのは、一体いかなものかなというふうに思うんですけども、その点について教えていただきたいというふうに思います。それだけかな。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 8番議員さんにお答えします。

まず、地区名の祐照庵地区につきましては、ちょっと配慮が足らなかったかもしれませんが、この祐照庵井路というふうな名前を使っておりましたので、この井路名の名称で言っているところです。今後、地域のその該当する地区に統一するなり、市井路で名称でいくなりっていうのは、まだまだちょっと動きが、事業の内容によって井路名をとったり地区名をとったり地域名をとったりしておりますので、御指摘の件につきましては、今後統一をしていきたいというふうに考えております。申しわけございません。

それから、この地区につきましては、庄内町の柚の木地区でございますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。もう一度申しますと、井路の名称と地域の名称、それから旧町村の名称、それぞれとっておるようでございますので、今後は統一をしていきたいというふうに考えております。

それから、事業の地区の名称が由布地区というふうになっておるといふ御指摘でございますが、今回、お願いしておりますこの大きな事業名、この水路の改修を行う事業が、由布地区元気な地域づくり事業というふうな交付金事業で行っております。これは、この事業をこの地区だけに該当した事業でございませんで、由布市内全体、挾間・庄内・湯布院地区も含めて事業がされるように、由布地区というふうな地区をとりまして、それぞれの事業ごとに、今言った祐照庵とかいうふうな事業名をとっております。全体的にこの事業を由布市内全体でされるような体制のために、地区名を由布地区というふうなことで事業認可をいただき、これから出てきます大型の水路改修等については、市全体で事業がされるようなために、こういう事業の名称をとっているということでございますので、事業の認可上こういう形をとっておりますので、御理解を賜りたいと

思います。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 8番、いいですか。（「はい。よかないけど」と呼ぶ者あり）

次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） この85号と86号、次の86号、両方に共通しての話なので一緒に御質問をしますが、これ補助事業なんですけど、それぞれ市の負担金があると思います。

15%ずつということで、合わせて市の負担金2件で600万近くあると思うんですけども、これの市の財源は、どういうふうに見込んであるのかという点と。もう一つ、これ計画書を見ますと、計画期間が18年度から22年度で、事業の実施期間が平成19年からというふうになっておりますけれども、今年度中に事業を着手するという事なのかどうか。であれば、その財源はどうするのかというところを教えてください。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） この元気が出る整備事業につきましては、この祐照庵地区も含めまして、現在のところ、由布市内では3地域を予定しておりますが、今後この事業の枠の中に入れていきたいと思っております。

19年度実施等につきましては、既に議決、認可をいただいております庄内町の柿原地区については、既に議決認可をいただいておりますので、事業実施に一部入っているところであります。

で、今回、20年度以降につきましては、影戸・祐照庵地区で事業を実施していきたいという考えでございますので、それぞれ個別事業ごとに事業認可と予算化をしまいたいと思っておりますので、一部着工実施をしつつあります柿原地区については、ただいま申し上げましたとおりです。影戸、祐照庵につきましては、市の財源につきましては、一般財源の充当というふうなことが妥当だと思いますけれども、今後財政課の方と協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今回上がった、その影戸と祐照庵の分ですね、19年度、今年度から着手するとしたら、これ要するに、議案の出し方なんですけれども、財源が必要なものについては一緒に出すというのが原則で、例えば今回の次の87号の補正予算の中に上がっていないんですね。考え方ということなんですけれども、今回ほかの議案で、さっき追加提案されましたさわやか農協の補償なんていうのは、一緒に補正の予算で上げておいて、議案は議案で上げていって、で、予算が伴うその議案ていうのは一緒に上げるんだということを原則にしているというふうな御説明だったと思うんですけども、であれば、今回もこの2件の工事については、補

正に同時に上げるべきだったのではないかなというふうに思いますが。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） これにつきましては、今年度が事業認可、まだ事前に19年度中に事業の認可を得て、20年度から実施していくところでございますので、予算化につきましては、20年度以降の予算化という形になるかと思えます。今年度は事業を実施するために、土地改良等に伴いまして、事業認可をする、これをやりたいということで議決をいただいて、国、県に申請をしていくという段取りでございますので、御理解ください。

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

#### 日程第7・議案第86号

議長（三重野精二君） 次に、日程第7、議案第86号土地改良事業の施行について「影戸地区」を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 柿原井路が、井路名じゃなくて柿原の地域名で、次の柚の木が祐照庵という井路名を使って、今度の影戸も何やったかな、桑鶴井路か、井路名じゃなくて影戸地区というのを使うということで、そういう点で言えば、先ほどの答弁でそこ辺は検討したいということで、今後十分にしてほしいと思えます。全体の由布地区についても、もう単純に由布市で私は構わんと思うんですよ。下手に地区なんかいろいろつけるからごっちゃになるんで。はい。済みません。

計画概要図の1号箇所断面ちゅうのがあるんですね。この隧道工でわからんのが、その中にある黒い線ですね、点々が四つぐらいある。これについてちょっと教えてほしいんですが。それと同時に、現況もかなり厳しいところだというふうに思うんですけども、長い間にわたって。どいういう工法で行うのか、それもわかりましたらお願いしたいというふうに思えます。

それと、下の1号箇所暗渠工というのもあります。暗渠で、線を見るとその下の開渠工と同じように、開渠にしてあとでカルバートを埋めてしまうというふうな感じのようにありますけれども、それぞれどういうふうに区別して行ったのか、隧道工と開渠工、あるいはまたそれを埋め戻すということで、大まかな違いを教えてくださいなんですが。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 黒線部分につきましては、水路そのものは延長が長いわけですが、今回水路工で傷んでいる部分、工事が必要な部分についての実施部分でございますので、この部分については、現状のままで当たらない、既設の水路を使用する不施工期間、工事が行わない期間というふうに御理解をしてください。

それから、隧道の工法の現状につきましては、一番高いところで1メートル、それから幅で失礼しました。高さで1メートル、それから横幅で0.5メートルの高さ、それから同じく1.5メートル、1.0の断面の方を掘削し、そこにコンクリートを張るというふうな工事で行いたいというふうに書いております。

1号箇所の隧道工と暗渠工の場所はどう違うのかということですが、隧道工につきましては、山を掘って水路を施工しているところの改修部分である。暗渠工につきましては、市道等の横断箇所にある水路についてでございますが、箱型のコンクリートによりまして、既製品を敷設する工事を行いたいというふうな考えでございます。

議員（8番 西郡 均君） はい。いいです。

議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 先ほどと一緒なので結構です。

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

#### 日程第8 議案第87号

議長（三重野精二君） 次に、日程第8、議案第87号平成19年度由布市一般会計補正予算（第4号）についてを議題として、質疑を行います。

この議案についても一人ずつ質疑応答を完結しますので、各議員は、自分の質問事項について、すべてについて、ページ、項目、款項目節を述べて、その後に答弁をお願いいたします。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。まず、18番、久保博義君。

議員（18番 久保 博義君） 3点ほど質問をしたいと思います。

ページ16ページの2款1項1目の13節、庁舎方式調査で50万円計上されておりますけれども、これにつきましては、同僚議員から一般質問で質疑がなされまして、説明を受けたんですけども、余りよく意味がわかりませんでしたので、再度詳しく御説明をお願いしたいと思います。

それから、32ページの6款2項2目の13節、森のなかよし小路をつくる推進事業472万8,000円、この事業の内容について説明をいただきたいと思います。

それからもう一点は、37ページの10款1項1目の19節、小学校統廃合補助金100万円、これは石城小学校ということでございますけれども、この内容について、補助金の内容について御説明をいただきたいと思います。

以上3点、お願いします。

議長（三重野精二君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。18番、久保議員さんの御質問に対して御

回答を申し上げます。

17ページの211の13、庁舎方式の調査委託料についての御質問でございます。この件に関しましては、昨日の佐藤郁夫議員の一般質問の中で、市長の方から答弁をいたしました。その答弁では、20年の4月に庁舎方式検討委員会を立ち上げたいということでございます。そのために、前準備として、コンサル業者になるのか、大学教授等々になるのか、今から検討でございますけれども、こういう庁舎方式検討委員会に出す資料、それから住民説明会に資するための資料、それからまた議員さんの皆様方に提示する資料、そういうものの資料を作成したいということで、その調査の委託料ということでございます。

このことにつきましては、あとに西郡議員さん、淵野議員さん、佐藤郁夫議員さんから、同趣旨の御質問をいただいております。その中で、委託先と調査の内容についてはどういうことなのかというほぼ共通した御質問でございます。このことでございますけれども、委託先につきましては、今議会で議決された後に、私どもで早急に委託先について検討したいと。それも年内に当然検討したいというふうに考えております。

それから、どういう内容の調査を行うのかという御質問でございますけれども、これにつきましては、本庁舎の位置について、それぞれの3地域につくった場合の想定される建設費、どのくらいかかるものであろうとかですね。それとか、交通アクセスの関係。さらには、本庁舎方式に移行して後の効果というんですか、必要性というんですか、こういうものもあわせて調査をお願いしたいというふうに思っております。

これ以外にも、助役をキャップといたしました組織検討委員会で議論した部分もございまして、あわせてそういう内容に添って調査を委託したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（三重野精二君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 37ページの小学校の統合補助金100万円について御説明したいと思います。（発言する者あり）（「農政課長」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 32ページの森のなかよし小路づくり事業推進事業についての御説明をいたします。なお、この御質問については、同様の趣旨で小林議員さん、溝口議員さん、淵野議員さんからの御質問もいただいているようでございますので、もし可能であれば、今から説明することで御理解賜りたいと思います。

この事業につきましては、大分県が昨年あたりから始めております森林環境税の財源を使いまして、各地域でさまざまな事業を実施しております。森となかよしになってほしいという小中学生を対象に、小中学生の通学路を中心に森の整備をしていきたいというふうなことで、最近竹林

が非常に森を繁茂しているというふうなことでございますので、通学路を中心とした沿線に、通学路の沿線の竹林を整備していこうという事業でございます。

今回、由布市におきましては、庄内町の大鶴小学校、挾間中学校、挾間小学校、挾間地域の通学路を中心に事業を実施していきたいというふうに考えております。これにつきましては、よく通学路で竹がこう繁茂して通学路に落ちてきているとか、雪とか霜とかかぶって落ちている。そういうふうなものを除去するとか整備をしていきたいというふうなことでございます。あわせて、小中学校や校庭の周辺に樹木にラベルを張って、森林の理解をしてもらおうというふうな事業趣旨で、県下で実施されております。

事業の認定につきましては、学校教育課と協議をしまして、希望している学校が、以上の説明しました学校が出ましたので、それらについて、関係機関に事業を委託して実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 先ほど失礼いたしました。18番の久保議員の質問にお答えします。

同様の質問が吉村議員さん、小林議員さんにもございますので、御説明で納得いただければと思います。

小学校の補助金100万円でございますが、御承知のように、石城西部小学校の統合に伴う補助金でございます。これにつきましては、特別経費でございますので、査定の段階で市長査定で一応100万円という形をつけさせていただきました。

閉校に伴う要望書としまして、石城西部の方から、記念碑、記念誌、それからタイムカプセルとかという事業、それから記念式典という形で180万円の補助要望がございました。その中で、これから統合する学校もございますし、その中で査定を受けた段階で100万円という形の補助金を交付するような形をとらせていただきたいと思います。で、今回、予算をいただきました暁には、教育委員会の方で交付規程等を設置しまして、由布市の補助金交付要綱に基づく書類を出していただきまして、補助金の交付をしたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（三重野精二君） 久保博義君。

議員（18番 久保 博義君） 同僚議員の質問がいっぱいあるようでございますので、1回で私はやめたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

議長（三重野精二君） 次に、20番、吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 17ページですね、17ページの2款5目財産管理費、13節

委託料590万円、これは塚原地区の全共進跡地の分筆ということの説明を受けたと思いますが、何筆にするのかということですね。それから利用の目的等が決まったのかということ説明していただきたいと思います。

それから、37のその西部小学校の件は、今説明を受けましたので、これをのけます。

それから、40ページの教育費、10款5項学校給食費の中の13節、15節、この委託料、工事請負費、これをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

それから、当初予算で整備費も幾らか予算化されていたと思うんですけども、その辺の関係、その辺も含めてちょっとこの辺をもうちょっと詳しく説明してください。

それから、43ページ、同じく10款の7項保健体育費の2目の15節工事請負費、この248万9,000円、湯布院の総合運動場のトイレほか3件の工事費ということでしたけれども、特に総合グラウンドの中のトイレの設置と思うんですが、どの程度のトイレをつくっていただけるのかを説明してください。

以上3点。

議長（三重野精二君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 契約管理課長です。それでは、20番、吉村議員の御質問の中で、全共跡地を何筆に分けるのかということと、利用目的についての御質問でございますが、まず最初に御説明いたしますと、この案件につきましては、その後の西郡議員さんからも同趣旨の質問が寄せられているように思われますので、今から私が申し上げます説明で御理解をいただければというふうに考えております。

まず、全共のこの跡地の関係なんですけど、湯布院の議員さんはもう御承知のことと存じますが、挟間、庄内の議員さんにおかれましては、全く初めてのことということで、これまでの経緯につきまして概略を若干説明させていただきます。

平成4年、約15年前ですが、全国和牛能力共進会というのが、塚原で開催されました。で、場所は、今リックスプリングヴァレーという保養所、今乗馬クラブみたいなのがありますが、あすこの高速と県道を挟んで反対側に位置する場所になります。で、この用地はその当時の覚書では、全共の大会が終了した後は、採草ができるように原状回復するということを覚書で交わしておりましたが、もろもろの事情で、実際には原状回復ができず、今日に至っているということでございます。

で、これまで何度もこの用地につきましては、地元と協議してまいりましたが、解決策は見出せず、高齢化で畜産農家も減少して、採草する草も余っているということで、当時の状況からかなり変わってきたこと、そういうことで地元の総意としまして、この筆は1筆が約83万平米ございます。ヘクタールで言いますと、83ヘクタールですか、ございますが、これ全部の売却を

してくれないだろうかと、地元の方から要望書が出されました。これを受けまして、当時の湯布院町長と関係する各課で検討してまいりましたが、83ヘクタールすべての売却という話にはならないので、せめて全共跡地部分の約20ヘクタール部分がありますが、この分だけの売却であれば、可能であるということで、合併前に地元の方へ回答しております。

で、地元から、合併後、そういうことで合併前に売却するということで話を聞いているので、早期に売却の実施をしてほしいという要望がありまして、私どもの契約管理課としましては、プロポーザルにより売却する事業者を決定したいというふうに考えております。そのためには、その境界がはっきりしていないと困りますので、境界の確定をさせるための分筆ということで今回予算に出しております。

で、先ほどの質問に戻りますが、何筆に分筆するのかということでございますが、この約83ヘクタールのうちの部分を20ヘクタール、そのうちの全共部分の20ヘクタールの部分だけを分筆するというので、最終的に2筆になろうかと思っております。

それから、利用の目的があるのかということでございますが、今、現時点では、利用目的については、詳細には決定しておりませんが、全共の跡地を有効利用することで、塚原地域の活性化が図られるような事業計画の提案をするよう、プロポーザルの募集要項に織り込んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 40ページの委託料と工事費の詳細について、御説明申し上げます。

まず、委託料についてでございますが、減額が2,262万5,000円でございます。当初予算で、設計監理費と造成設計費2,496万5,000円を計上してございましたが、そのうち設計監理費の2,156万5,000円を減額、それから地質調査につきましては106万円、そのまま減額という形で、時期的なものもありまして、次期20年度の当初予算に再計上させていただく形の減額でございます。

それから、工事請負費につきましては、造成工事の新規の分でございますが、予算額270万円の出来高、前金の相当額1,100万円を一応19年度中に計上させていただいております。この内訳につきましては、6ページの方に、継続費として、継続費の補正という形で追加で行っておりますが、平成19年度分が合わせますと、今の造成工事費1,100万円と造成設計費の340万円、並びに今策定委員会の報酬、それからプロポーザルをしようとする委員さんの報酬が23万円3,000円で19年度は1,463万3,000円。あと20年度、21年度という形の内容でございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 20番議員さんにお答えいたします。

トイレでございますが、金額は105万5,000円でございます。そのうち取り壊しは14万1,000円入っております。どういう形かといいますと、男女大小一穴ずつのトイレでございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） 全共進の跡地の件は、初めからよく説明をいただいて状況はわかったんですけども、まあ20ヘクタールの売却可能な部分での境界線の確認ということの設計ということですが、何かこれ私まだちょっと確認していないんですけど、何かそのこの跡地をもう既に何か牛をかうんだとか言って、何か造成しておるといふような情報が入っているんですけど、それは本当かどうかということですね。それを確認しているかどうかということ再度お尋ねします。

それからあと、この給食、40ページですね、その設計監理、こういうものを減額をして、20年度に、それから地質調査、こういうのはもう減額したということなんですが、こういうのが先にあって、それから工事がこう始まってくるのではないかなと思ったりもするんですけど、20年度にまたその新たにそれを出すという何かその後先が逆なような気がするんですけど、その辺もうちょっと説明してください。

それから、造成費で、当初予算4,000万円ぐらい組んでおったんですかね。それはどうなったのかということですね。それをもう一回ちょっとそこを説明してください。

それから、トイレの件ですけど、これ陳情が出て大小のやつをつくっていただけということでは状況はわかったんですけど、今度あすこで消防の出初式等もありますよね。その中で、旧出初式湯布院の場合は、由布院小学校のグラウンドということで小学校のトイレを使ったり、庁舎内のトイレ、それからうちのコミセンの方のトイレを使ったりして、それでも大混雑の中で、寒い時期ですから、皆、用を足してたようですけども、そういうことを踏まえたときに大小一つでそれが間に合うんだろうかなと、みんなそこで放水しなさいというようなことになっても困るんですが。（笑声）その辺をちょっと再度お聞きしたいと思います。

議長（三重野精二君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） それでは、全共の関係で、吉村議員から牛を飼うための整備云々というふうなお話でしたが、私の方では一切そのようなことは聞いておりません。それと、この売却につきましては、今年度に入りましても、もう数度地元の財産管理委員会の方

と協議をしまして、決定したような経緯がございます。だからそういうことはないと思うんですが。

議長（三重野精二君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 吉村議員さんにお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、当初予算で設計監理費と造成設計費2,496万5,000円計上しておりました。それから地質調査106万円も計上しておりました。用地の決定が少々遅れましたので、今年度いっぱいでは、造成するのが、ちょっと年度をまたがるぐらいの時期になりますので、今回、補正において建物等の設計管理費と地質調査については、20年度に回させていただくという形をお願いしております。

それから、工事請負費につきましては、当初から全然計上しておりませんで、今回新規でございます。で、先ほども申し上げましたが、2,700万円の前払い金相当額、まあ19年度に想定する出来高払いという形で、1,100万円の計上でございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 今、消防団の関係が出ましたけれども、消防団につきましては、管理棟もその日は開放してやりたいと思いますので、それでもなおかつというのであれば、また総務の方とも話してやっていきたいと思っております。

議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

議員（20番 吉村 幸治君） わかりました。もう一回、その給食の件ですけど、この地質調査をすることはするんですね。するんだけど、まあ105万円はそんなに要らんよということなんですね。

学校教育課長（高田 英二君） 再計上する、20年度に再計上する。

議員（20番 吉村 幸治君） だけど、その工事を先にかかって、あとから地質調査ちゅうのもまたおかしなことになるんじゃないの。

学校教育課長（高田 英二君） よろしいですか。

議長（三重野精二君） 生涯学習課長 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 造成した後に、建設用地が決まりましたら、地質調査をして、建築の設計に係る予定にしております。

議員（20番 吉村 幸治君） ならその工事費は、何の工事費。

学校教育課長（高田 英二君） 工事費は、造成工事費でございます。

議員（20番 吉村 幸治君） 地質をせにゃ悪いんやないんかね。地質検査を。

学校教育課長（高田 英二君） いや、基礎の造成の工事だけでございます。建築用の地質調査

は、20年度に当初に上げさせていただきたいと思っております。建築の位置が決まった場合に、建築によって地質調査をする地質調査でございます。よろしくお願いいたします。

議員（20番 吉村 幸治君） なら二つ地質調査があるちゅうことやね。（発言する者あり）

議長（三重野精二君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 吉村議員にお答えします。

地質調査、造成工事の地質調査の件だと思うんですが、以前、庄内町が宅地造成するというところで、そのときに既に造成部分について地質調査をしておりますので、それを転用するというところでありますので、今、課長が言うのは、その地質調査、地盤調査といいますか、建物を建てる時の地質調査ということで、今回の造成設計に伴うものについては、旧庄内町時代に、宅地造成するという設計書ができておりましたので、そのときにもう地質調査をやっているという、それを流用するというところでありますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

議員（20番 吉村 幸治君） ようわかりました。（笑声）

議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分とします。

午前11時09分休憩

午前11時20分再開

議長（三重野精二君） 再開をいたします。それに伴い、若杉都市景観室長より自己紹介を皆さんにお願いをいたします。（発言する者あり）

都市景観室長（若杉 純一君） きのう、自己紹介もせずに発言が先になりましたが、この10月1日に県から派遣されまして、由布市の都市景観室長を拝命いたしました。これから都市計画や条例の改正等しっかり取り組んでまいり所存でございますので、皆さん、よろしくお願いいたします。（拍手）

議長（三重野精二君） それでは次に、8番、西郡均君の質疑を受けますが、西郡議員の質疑については、項目が多いので、3つに区切って質疑をしてほしいと思います。

まず、ページ6ページから21ページ、ページ30ページより45ページ、47ページより53ページと、この3つに分けての質疑をお願いいたします。

議員（8番 西郡 均君） わかりました。それでは、6ページをお開きください。第2表、継続費の補正が出ています。先ほども同僚議員の質疑の中にありましたように、平成19年度から21年度にかけての継続費であります。初年度の1,463万3,000円、予算計上されているのが、あと先ほど議論になりました造成工事は、設計等含めましても、金額が合いません。その金額が合わない部分は一体どうなっているのか。23万3,000円ですかね。

それと、この事業名、給食センター建設事業になっているんですけども、本来、こういう建設事業は、経常経費の給食センターのところで処理するんじゃないかと、きちっと目をつくって処理すべきと思うんですが、その点についてもお答えいただきたいと思います。

次のページを開いてください。債務負担行為補正があります。事項と書いて農業経営基盤強化資金特別利子補給（19年度分）、まあ19年度分と書いてあれば、当該事業は一つしかないというふうにわかるかと思うんですけども、これでは、相手先と事業内容というのが全くわからないんですね。そういう点で言えば、これがわかるような表記の仕方はできないのか。それともこれに添付資料として、こういうことなんですよというのが、何かつけられないものかどうか。まあ議案とは別にですね。それについて、お答えいただきたいと思います。

11ページを開いてください。国有提供施設等所在市町村助成交付金ということで、基地交付金が増額になっています。これまでの推移とこの増額がどういう意味を指しているのか、教えていただきたいと思います。

ずっと削除されているな。17ページを開いてください。1目19節の負補交の中に、県派遣職員人件費負担金というのを、詳細説明で若干行っていたんですけども、意味不明であります。詳しく説明をお願いいたします。（発言する者あり）（笑声）この前した人が890何万円。（笑声）898万円なん。（「総計じゃ」と呼ぶ者あり）だからその内容について、もう少し詳しく説明してください。

次のページ18ページで、地域振興費の中で、挟間の地域活力創造事業費関連かと思うんですけども、ずらっと減額になって、わずか工事請負費の中で組み替えという形で何か出ていますけど、一連のことについて、事業内容のどういうことなのか、詳しい説明をお願いしたいと思います。

次のページ19ページで、徴税費の賦課費の中に、土地評価時点修正と委託料があります。土地評価時点という時点の意味がようわからんのですけれども、これについて教えていただきたいと思います。以上です。以上じゃなかった、後ほどはまた別で後ほど言います。第1回目。議長（三重野精二君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番、西郡議員にお答えいたします。

まず1番目の継続費の事業名は給食センター建設事業になっているが、目は給食センターの中の予算組みにしている。給食センター事業の目をつくるべきではないかということでございますが、この継続費の表につきましては、総務省例で定められた様式でございまして、款項のみの名義となっているところございまして、目につきましては、目の下位にある事業費目で区別しているところでございます。予算書に表記される目については、事業ごとに目をつくるとなると、目が多数ちゅうか、かなり多くなりますので、地方自治法施行令規則の様式に準じまして整理を

しております。御理解願いたいと思います。

それから、継続費の19年度分予算で1,440円分しか上がっていない。23万3,000円は何かという継続費の事業費があっていないということでございますが、これにつきましては、建設策定委員の報酬でございまして、当初11万9,000円計上しておりました。で、今回補正で11万4,000円、合わせて23万3,000円を継続費の中に含まれております。

それから、債務負担行為の事項欄は、相手事業と事業内容がわかる表記の仕方をすべきではないのかということでございますが、これにつきましても、総務省令で定めた様式で作成しておりました。相手方の名前等を記載しますと、個人名もあり得るかと思ひまして、この様式で対応させていただきます。御理解願いたいと思っております。

以上です。(発言する者あり) 済みません。もう一件ございました。

11ページの国有提供施設等所在市町村助成交付金、これは予算の説明のときに申し上げましたが、自衛隊が使用する演習場等の固定資産が所在する市町村に対して交付されるものでございまして、当初は一応見込みで計上しておりました。で、今回決定されました。これは12月に1回交付されるだけのものございまして、その決定にあわせて差額を計上いたしております。

以上でございます。

議長(三重野精二君) 総務課長。

総務課長(秋吉 洋一君) 総務課長でございます。17ページでございます。17ページの19節の458万6,000円についてでございますけれども、これにつきましては、先ほど自己紹介のありました若林室長の10月1日から3月30日までのすべての給与費をここに計上いたしております。差額分につきましては、生活保護の関係で、ことしの4月から9月いっぱいまで、県の派遣職員を要請しておりました。それから9月末は帰られましたんで、差額分については、その方の給与費でございます。

議長(三重野精二君) 挟間振興局長。

挟間振興局長(後藤 巧君) 8番議員にお答えをいたします。挟間振興局長です。

御質問のとおり、これは地域活力創造事業の金額でございまして、当初、柔軟に対応するために、それぞれ節に分けて計上いたしました。で、今回そういう使用することがございませんので、工事請負費に15万円、備品購入に15万円を組み替えをいたしました。

内容につきましては、その旧保健センターの今、空室になっております部屋を間仕切りをいたしまして、各種団体等のちょっとした会議が持てるように、また、そういう各種団体の資料が置けるような棚をつくりたいと思っております。

以上です。

議長(三重野精二君) 総務部長、答える前にページ数を言ってから答えてください。

総務部長（小野 明生君） 総務部長です。8番議員さんの質問にお答えをいたします。

19ページの2目の賦課費、土地評価時点修正の中の時点修正とは何かということでございますが、本来ですと3年に一度、基準年度の1月1日で住宅地、商業地等の価格を調査し、その結果を評価に反映させるわけでございますが、その3年間の間にも価格の変動があることから、毎年7月1日時点における住宅地、商業地等の価格の下落状況を調査し、その結果を評価に反映させ、価格を決定することでございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 大体理解できたんですが、納得できないのが、一番最初の給食センターの建設については、通常の工事費と違って、それ自体が大きい金額でもあります。当然それに伴う関係諸費もその中で一目瞭然でわかるようにしなきゃならんというふうに思います。あなたはどの町かわかりませんが、かつて挾間の町ではこういう事業が行われる場合は、目をきちっと立てて、そして行くと、大規模改修でも同じなんですけどもやっていました。そういう点で、そういう検討の余地はないのかどうか、いま一度お答えをいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

これにつきましては、一応財政課で協議した結果、こうなったことでございますので、御理解願いたいと思います。

議員（8番 西郡 均君） 再協議をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

30ページを開いてください。30ページの3目農業振興費で、財源内訳の中に諸収入227万7,000円というのがあります。まあ雑入なんですけれども、どういうものか、もう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

32ページを開いてください。32ページの林業振興費で、苗木代の原資みどりの羽の交付が58万2,000円あって、それをそのまま苗木代ということで使っていますけれども、由布市全体で徴収というか、皆さんからいただく募金の総額は幾らなのか、教えていただきたいと思います。

次に、その下の林道事業費で、地域の路線の名称に係ることなんですけれども、平石川内原線の川内原が、出すたびに字が違うんですね。「河」と三本「川」に。正式名称は一体どこなのか、教えていただきたいと思います。

次の次のページ、34ページで、ちょうど道路新設改良費の中の真ん中辺に、役務費、その他の手数料というのがあります。その他の手数料と書いて、230万円という意味がようわからんですけれども、決してその他の手数料とは言えないと思うんですけど、その内容について教え

ていただきたいと思います。大分消されちよるな。

あとはまたその後に言います。はい。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 8番、西郡議員の御質問にお答えします。

30ページの農業振興費の財源で、諸収入の227万7,000円の過年度交付は何かということでございます。これにつきましては、中山間地支払い制度の19年度分の支払いを予定しておりました予算要求、予算作成の段階で19年度分という見込みをしておりましたが、既にある地域におきまして、18年度に完全に終了したと、その後終了したという形が判明いたしましたので、18年度中に、もう過年度に入り込みをしたという分の金額を計上させていただいております。

32ページの林業振興費の苗木代につきましては、みどりの羽の募金が、由布市内でどのくらいかということですが、19年度におきましては98万1,793円 98万1,793円。ちなみに、挾間地域が38万1,747円、庄内地域で28万6,200円、湯布院地域が31万3,846円でございます。19年度でございます。今回の金額につきましては、18年度分に対する18年度の由布市内の売り上げが、105万8,431円 105万8,431円の55%に見合う分が、各自治体に還元されております。この還元金に基づいて、本事業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長でございます。34ページの西郡議員さんの質問にお答えいたします。

12節の手数料50万円について、その他の手数料と言えないということですが、この手数料につきましては、13節の測量設計から12節に組み替えるものでございます。用途といたしましては、小野屋一棟線の不動産鑑定を行うということに対する費用でございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 済みません。もう一個漏れておりまして、申しわけございません。

32ページの15の林道整備事業の工事請負費、平石川内原の正式名称ということですが、「ヒライシカワ」の「カワ」は、三本川の「川」でございます。これにつきましても、地域の名称が全体的には庄内町の平石地区の付近等でございます。これにつきましても、先ほど御指摘いただきましたように、地域名でいくのか、道路名でいくのかということについては、今後水路と同じように検討していきたいと思っております。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） では、もう最後になります。45ページを開いてください。これ以降、給与明書なんですけど、たびたび給与明細書を指摘すると、出すたびに数字が違ってきたり用語が違ってきたりして、甚だ迷わせるんですけれども、一番45ページの下の特職職29万3,000円というのが何を指しているのか、教えていただきたいと思います。

次の47ページ、次の次ですね、そこに冒頭、職員退職、あるいは職員採用に「等」をつけてほしいというふうに言われました。「等」が一体どういうことを差しているのか、そのことについて、具体的に教えていただきたいというふうに思います。

48ページの、これは訂正の訂正を先ほど行いましたけれども、人事院の公表した大卒の従来17万9,200円が、改定で18万1,000円になりますよと、1,200円になりますよというのに比べても、数値が違うので、それについて国の制度、一体総務課長が言っている資料は、何を基づいて言っているのか、それを明らかにしてほしいというふうに思います。

次の49ページに、給与費明細書の級別職員数や、あるいは構成比に全部アンダーラインが入っています。何の意味があるのか、これはようわからんのですけれども、解説をお願いします。要らなければ削ってほしい。

52ページを開いてください。51ページまでは12月1日現在の状況を示しているにもかかわらず、52ページのこの表だけが19年10月1日現在を指しています。10月1日というのが、もうその法律かなんかで決まっている期日なのかどうか。その辺も教えていただきたいと思います。

一番最後の53ページについて、前回差しかえで皆さんにお配りしたのが一体どうなっているのか、教えていただきたいというふうに思います。それと、それだけです。

以上です。

議長（三重野精二君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。それでは、8番、西郡議員さんの御質問に対して、御回答を申し上げます。

まず、ページの45ページでございます。その他の特別職29万3,000円の増は何かという御質問でございますけれども、これにつきましては、要因が3点ございます。1点目は、小松寮の福祉サービス相談員の報酬、これの相談員の会議の開催が減ったということがあります。それから農地対外審議会委員の報酬が、これが会議を当初予定していたものよりも多く開催したという、これは増の要因でございます。

それから、住宅土地統計調査費の報酬につきまして、これは増の要因ということで、以上3点のプラス・マイナスといたしまして、29万3,000円の増を今回お願い申し上げてのもので

ございます。

続きまして、ページ47ページの冒頭に、ここには職員退職に伴う減額、職員採用に伴う増額ということで、理由を限定いたしております。そういう中で、「等」を入れていただいたのは、給料で言えば、この退職採用以外に、例えば職員の育休であるとか、今回の人事院勧告に関する増減であるとか、そういうものが含まれておりますので、特定しないために「等」ということを入れさせていただきました。

手当につきましても特定いたしておりますので、「等」を入れていただきまして、その上に表が、手当の表がでございます。時間外手当とか住宅手当とかもろもろの手当が増減になっておりますので、特定させないために「等」を挿入をお願い申し上げました。

続きまして、ページ48ページの初任給の関係でございます。このことにつきまして、国の制度のところを17万1,200円で今改正をお願いしたいというお願いを申し上げましたが、西郡議員さんの方から、またこれは数字が違うやないかということで、17万9,200円が正しいのではないかという御質疑がございました。このことにつきましては、国家公務員の給与でございまして、俸給表でございまして、御承知かと思えますけれども、昔の甲種、乙種、丙種というのがありました。それが今は1種、2種、3種という俸給表に変わってございます。

この西郡議員の御質問の17万9,200円は、1種に該当する大学卒の初任給でございまして、これは中央官庁に勤めます国家公務員のキャリア、そういう方々の給料表でございまして、私ども大分県はもちろん、私ども由布市におきましても、給料表は国家公務員の2種を採用いたしてございますので、17万2,200円で正しいというふうに認識いたしております。

続きまして、ページ9ページにつきましては、何でアンダーラインが入っておるのかという御質問につきましては、特に意味ございません。議員さん御質問のとおりでございますので、次回からはこのアンダーラインは削除したいというふうに考えております。

次に、ページ52ページの特務手当でございます。

これは何で日付が10月1日なのかと、12月1日が正しいんじゃないかという御指摘でございます。

この特務手当につきましては、いろんな特務手当がございます。

例えば消防に勤務する職員の危険手当的な特殊手当もございまして、片や感染症の防疫作業に従事した、例えば小松寮であるとか、寿楽苑の方々、例えばB型肝炎とか、そういう感染症の関係の事務に従事したということが想定されます。実際にそういうことが施設で起きております。

そのことにつきましては、そういうものに従事した、例えば10月1日にそういうのに従事した場合については、その手当分は翌月11月の給料にお支払いすることになります。

1カ月おくれでお支払いすることになります。ただその普通の特定している月に幾らという特

殊勤務手当を想定している場合については、議員おっしゃるように、直近の日付で計上するのが望ましいかと思えますけれども、先ほど言いましたように、不測の事態を生じるような特殊勤務手当につきましては10月1日です。その日付が正しいのであろうというふうに認識いたしております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員さんにお答えいたします。

前回差しかえ、監査委員さんの、失礼しました。53ページでございます。

地方債調書の件でございますが、前回、監査委員さんの意見書とあってないということで、一応、監査委員さんの方に、調書を一応あわせましたが、これにつきましては、財政課と監査事務局の起債の分け方がそれぞれ違っておりまして、ただ合計額はあっております。

しかしながらその後、地方債残高表を一つ一つ精査いたしました。その結果、やはり財政課のものが正しいということで、今回、改めて、一つ一つの起債につきましてチェックいたしまして、起債ごとに1,000円以下を四捨五入し、最後に1,000円の調整をして正しいものにいたしましたので、御理解願いたいと思っております。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 財政課はそのお約束を去年の12月議会の決算議会でしたんですよ。決算議会のときにね。

監査委員に出した表と、実際、決算に出してる数字が違うんで、それはおかしいんじゃないかということで出して、精査して、もう次回からきちっとしますと言ったどたばたがまたさっきの9月議会なんです。

だからそういう点で言えば、それはもうはっきりしたんでいいんですけども、二度とまた来年も同じような会話をするにないようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（三重野精二君） 次に、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは私は43ページと44ページに限られております。あとは文教関係が多いのでここだけしかありませんでした。

43ページ、11款の1項1目です。その給料のところ、一番下の臨時職員のところ、新規とありますが、今まで給料とかに新規という言葉が出てきた記憶がないんですが、それはどうということだろうかということです。

それと組みかえのようですが、時間外手当は、減額で328万2,000円もどうしてなったのかその原因をお願いいたします。

それと44ページの11款1項2目の13と15節です。これの委託料のところと、それから工事請負のこの減額、明細もらってますけど、ここだけどこかちょっと箇所がわかりませんのでお願いいたします。

それと44ページの11款2項1目、ここもまた新規となっておりますよね、職員手当が。普通新規と書くんですかね。

それと工事請負費、これも明細もらった中には書いておりませんので、どこか教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 16番議員、田中真理子議員の御質問にお答えします。

これらの一連の給料、賃金等につきましては、当初一般財源と申しますか、総務費の中で、全体の予算で組んでおりました。

その後、災害発生に伴いまして、災害につきましては工事のみならず、こういった事務費、諸経費も含めた災害の補助対象になるという形で、今回一般財源の一般総務費、農業総務費の方、外しまして、新たに災害復旧に関連しての給料、うちの耕地職員分、あるいはそれに関連する事務費について、このような形で新規という形で上がっておるところでございますので、調整をさせていただいたと、一般財源を節減して、補助事業で切りかえたというふうに御理解をいただきたいと思います。

賃金の臨時職員につきましては、予想もしなかった多くの災害が出ておりますので、これらの精査事務等につきまして、臨時職員で対応も一部していきたいというふうに考えております。

15節の林業の災害復旧事業については、どこかということでございますが、国の災害査定によりまして、一部災害査定箇所に該当しない部分、該当した部分等が出ておりますが、今回のこの事業につきましては、庄内町の五ヶ瀬線の林道部分、大分中部林道の一部地域について、この事業で充当してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。田中議員の御質問にお答えいたします。

44ページの時間外勤務手当の30万円については、補助対象事業の中で、事務費がございますので、その事務費を充当して、時間外手当、災害復旧に関する設計書等の作成に伴う時間外手当をその中から支払いというものでございます。

それから工事請負費の300万円の増額については、今回の災害で33件の災害を出しております。その中で、予算計上といたしましては、申請額といたしますか、でお願いしてございました

が、今回の実施設計をした結果、約300万円の不足を生じているということから、今回上げさせてもらっております。

そういうことからいたしまして、特定箇所の工事費が上がったとかということではなく、実施設計に伴うものの増額ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 新規という意味が、今の説明聞いたらわからないでもないんですけど、こうなったときにぽっと受け取り方が、一般職のじゃあこの人たちをこのために雇ったのかなという誤解を招きそうな恐れがあるんです。

その辺はもう少し検討されての方がいいんじゃないかと思っておりますのでお願いいたします。

以上です。

議長（三重野精二君） 次に、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 9番です。17ページの2款総務費は同僚議員と同趣旨ですのでこれは省きます。

32ページの6款農林水産業費も同趣旨だったんですが、ちょっと聞き漏らしたので、もう一度聞きたいんですが、大津留小学校と挟間中学校までは聞き取れたんですけども、そのあと1カ所と、それとその下の16節の原材料費、みどりの羽の基金といいましたが、58万2,000円を、これは連動したものだと思うんですけども、ちょっとこうイメージが沸かないんですけども、もう少しこうわかりやすくお聞きしたいと思っております。

33ページの8款土木費1項1目9節特別旅費、新規で33万円とありますが、その内容を詳しくお聞きしたいと思います。以上です。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 8番議員、淵野議員さんの質問のお答えします。

まず32ページの箇所につきましてですが、もう一度繰り返します。

1カ所は挟間中学校周辺です。2カ所目が挟間小学校周辺です。3カ所目が大津留小学校周辺です。もう1カ所大きいのは、県道別府挟間線の通学路の一部となりますが、菊家の工場の下付近の竹林、この辺を整備整頓伐採等も含めて行いたいというふうに思っております。

もう1点の16節の原材料費等につきましては、みどりの羽募金、これはさっきの森のなかよし小路事業とは関連はございません。違うところございまして、みどりの羽募金によりまして、その55%に充当する金額で、緑化事業を進めていきたいと考えております。

これにつきましては、湯布院地域の湯平温泉場の河川周辺をヤマボウシ、ヤマモミジ等を植えて緑化を図っていききたいと思っております。これボランティアで湯布院のガナの会の皆さんにお願いし、原材料費として樹木等を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。淵野議員の質問にお答えいたします。

33ページの旅費33万円についてということですが、まだ確定はいたしておりませんが、挟間地域の公共下水道、今中断してございます。

この中断期限が来ようとしております。それに伴いまして、国交省との協議等が生じてくるということから、国交省との年度内の協議ということで、旅費を計上させていただいております。

以上です。

議長（三重野精二君） それでは暫時休憩をいたします。開会は1時から。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長（三重野精二君） 再開いたします。教育次長より発言を求められていますのでこれを許可いたします。

教育次長（後藤 哲三君） 教育次長です。それでは、議案83号由布市交流体験施設条例の一部改正についての提案理由につきましては、由布市海の家つるみを廃止するためでありますので、議案の差しかえをお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 全部一遍に聞いていいんでしょうか。

議長（三重野精二君） ページ30ページから33ページ、37から42に区切って質問をお願いいたします。

議員（1番 小林華弥子君） 30ページの6款1項3目1節の農政対策審議会委員の報酬を2万2,000円増額をしてるんですが、済みません、この農政対策審議会委員っていうの、具体的にどういうことを審査していて、今回、増額したというのは、回数がふえたのかなと思うんですけどどうしてふえたのか。何回ぐらいこれ委員会を開いているのか教えていただきたいというのが1点です。

それから31ページの下の方の6款1項3目2節の例の補償金、JAさわやかなの分の補償金586万7,000円なんですが、きょう追加で提案された議案の審議が後ほどあると思うんですけども、それにも絡みますけれども、その前にまず補正予算でこの額を上げてきたというときの詳細説明の中で、とりあえず現在、相手方と交渉中であるという説明がありました。

交渉の結果、きょう出てきた金額だとは思いますが、相手と交渉中であるといういいなが

ら、しかも相手から訴えられている状況の中で、相手とこれから交渉するんですがと言いながら、この額を上げてくるということそのものが、私はどういうふうに考えているのかと。

もっと言えば、由布市議会はこの額じゃいかんと一遍否決したわけでありまして。否決した後にそれでもって交渉するのはいいんですけども、交渉もしてる、その結論も出てないっていう時点で、金額を補正予算で先に上げておくというのは、前の我々の由布市議会の議決を余りにもばかにしてるんじゃないかなと思うんですけども、本当の手續であれば、きょう交渉した結果の議案が出て、その後もう一度そのための補正予算をこれだけ別に組むというのがていねいなやり方ではないかなと思いますが、そういうことをどういうふうに考えていらっしゃるのかというところを教えていただきたいと思っております。

それからこれ後の議案と一緒に、そのときに聞いてもいいんですけども、今回この額ではなくて、あとの議案に出てくる金額で、相手との交渉ができたということなんですけれども、もう既に訴えられていて、その訴えられてる中で、この額で和解するという話ですと、その和解するためには議決が必要ではないかというふうに思うんですけども、その議決のための議案は一緒に出されないんでしょうかというところを質問します。

それから32ページの6款2項2目13節の先ほどの森のなかよし小路づくり推進事業、中身はよくわかりました。

1点だけ、その竹林整備をするのは、委託先はというところに委託する予定なのかということをお聞きします。

その下の工事請負費はわかりましたので省きます。

それから33ページの7款1項3目11節の観光費の修繕費32万6,000円の増額、これの中身を教えてください。

それからその下の土木費の33ページの一番下なんですけど、井路補修工事補助金120万円、新規で上がってます。これ元治水路っていわれましたかね、の水路補助金ということなんですけれども、なぜこの部分、この補修工事だけが年度途中で新規事業で上がったのかということをお教えてください。

とりあえず最初それだけお願いします。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 1番、小林議員の御質問にお答えいたします。

まず30ページの農政対策審議会の委員報酬につきましてでございますが、これは主に由布市全体の農業振興、農業のあるべき姿、あるいは農業の基本計画等の作成も含めてでございますが、現況では、年に4回、5回程度開催されております。

農振地域の除外編入の審議の機関になっております。

過去、年に三、四回ベースで、大分県との調整の時期が定められておりますが、農家から申請のありました農用地としての編入許可、農用地としての除外許可の由布市ベースの審議機関でございます。

これに構成されておるのは行政職員、それから農業団体、農業委員会の委員さん等で構成をされているところでございます。

回数につきましては、今後、市全体の農業振興計画策定も諮問をしてるところでございますので、今後ふえてくるという形で3回分を見ております。3,800円掛け8人の委員構成でされておりまして、9万1,200円という形でお願いをしております。

31ページ、ちょっと後ほどあとの分を先にさしていただいて、32ページの森のなかよし小路づくり推進事業の委託先については、予算可決後検討していきたいというふうに思っておりますが、これらの事業に精通しており、森林組合等を視野に入れながら、委託先を予算可決後、決定をしていきたいというふうに思っております。

次、31ページのJAさわやか損失補償につきましては、予算金額を計上しているというふうなことでございますが、19年の3月末までの今年度の3月時点の金利に見合う金額について、補正予算でその相当額について計上さしていただいております。

これにつきましては、今後、相手方と、今後というよりその時点ですが、交渉するに当たって、やっぱり予算計上した上で、事業の交渉をしていきたいというふうな考えからその該当する、当該する予算額について計上をさしていただいて、計上の後に交渉をさしていただきたいというふうなことで、予算金額、その6.4、6.5に見合う分を計上さしていただいております。

その結果、それを踏まえまして交渉した結果、本日の追加提案という形になっておるところでございます。

もう1点の和解、もしくは取り消し、和解の議決云々につきましてでございますが、現在、まだまだこの金額で最終的な折り合いがついて決定をしておるところでございますが、議決後につきましては、農協と協議の上でございますが、農協も役員会、理事会等もございまして、一応、取り下げという形になれば、和解議決するというのが必要なくなるというふうな見通しで、現在のところ、取り下げを前提に協議を進めてるところでございますので御理解ください。決定後でございます。（「議決後で」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） 環境商工観光部長。

環境商工観光部長（佐藤 純史君） 1番議員、御質問にお答えいたします。

33ページをごらんいただきたいと思います。

7款1項の3、観光費でございますが32万6,000円の増額となっております。これはなぜか

ということですが、これにつきましては、由布川峡谷の案内板の建てかえでございます。

猿渡の峡谷開きをするところに、立て看板が立っております。それが腐食しておりますので、それを道路側に倒れる恐れがあります。したがって、既存の撤去代を含む看板の建てかえの工事費でございます。修理費でございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。小林議員の御質問にお答えいたします。

33ページの井路補修工事補助金の120万円でございますが、この水路は元治水路と申しまして、私どもが管理しております法定外公共物と交差してございます。

法定外公共物がさきの台風5号で被災を受けまして、その影響が元治水路に発生しております。

その補修工事を元治水路が行うということでございますので、工事費の2分の1、相当額を補助金として計上したものでございます。

以上です。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） よくわかりました。

ただ2点です。森のなかよし小路づくりは、これ、通学路沿道ということに限っているようなんですけど、これ何か規定で通学路とかじゃないとだめという規定があるのかどうかということなんです。

それからちょっとしつこいようですけども、その補償問題です。2点あって1点はその和解するか、取り下げをするかもしれないということ、議決後だと言われましたけど、これ後の94号のところで話せばいいんですけど、そうしたらその94号を先に議決するのは逆じゃないかと思うんですけども、そこら辺ちょっとよくわからないんですけど、先に94号で、この額を議会に認めさせた後で、その和解をするみたいな話になるのも変だなというふうに思うんで、その出し方、それで正しいのかどうかということと、もう一つはやっぱり先に議会に予算を出して、予算を議会に認めてもらってから交渉するっていう順番、やっぱり私おかしいと思うんですよ。

特に前回の否決理由が、この額じゃよくないと、もうちょっと交渉の余地があるんじゃないかっていうことを理由に否決をしておいて、もう一遍同じ利率で予算上程しといて、先に議会認めてくれと、議会が認めた後、後は交渉しますよなんていうのは、その考え方、前の否決の議会の態度をどう受けとめているのか。

これ、市長にでも答えていただきたいんですけども、先にこの額出しといて、予算だけ認めさせるって、後は交渉して少しでも下げますからっていうような、そんなばかにしたことはない

と思うんですけど、どう考えてらっしゃるのでしょうか。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 私の方から通学路に関してでございますが、これは通学路沿線というこの事業きまりがあるようでございます。それに沿った事業遂行しております。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 小林議員の御質問にお答えします。

本来から行けば、小林議員のおっしゃるとおりであると思います。そういう中で、やっぱり農協の組合長側の方も、理事会、そしてまた幹事会があって、非常に額をこれだけ下げるとするのは、非常に抵抗があるということでありました。

しかしながら、お互いの今後の取り組み等々を考える中で、手を組んでいこうという形で妥結を、妥結といいますか、話し合いがまとまったわけであります。

本来はそのとおりと思いますが、一応、これを提案をさしていただいて、そして市議会に提案しておりますからということで、そういう額の補償はきちんとしながら交渉していったという形です。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。 副市長。

副市長（森光 秀行君） もう1点の質問の方にお答えをいたします。

もし仮に和解の可能性があるのであれば、まず和解議案を提案をいたして、議決をいただいた上で、支出、損失補償という議案を提案すべきであります。

このことについて、農協側との交渉をいたしまして、農協としても和解という希望も当初あったんですけども、和解となればまた手続的に農協側の事情もあって、何カ月も先になる可能性がある。時間がかかるということがありまして、やはり農協合併を控えて、早急に解決した方が双方にとっていいだろうということで、交渉した結果、農協が取り下げると。議決をして支出が年内になされれば取り下げるという確約を、口頭でありますけれどもいたしました。

農協のトップとも入った中で、確約をしていただきましたので、この損失補償の提案をさしていただいております。

したがって、この後、和解の議案ということはありません。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 後で委員会の審議と議案の審議のときにゆだねたいと思いますが、先に予算を計上しといて、議会に認めさせておいて、あとは何とかうまく交渉しますからとか、和解を取り下げてもらって、取り下げをしてもらうからこの損失補償の議案を提出しますとか、そういうことを前提に、議会に議案を出させて認めさせようというのは、私やっぱりおかしいと思うんですよね。

そういうことはちょっと余り議会の議決っていうことをばかにしてると思うんで、そういうなの、ちょっと今後、大変そういう態度は考え直していただきたいということを申し添えて、次の質問に移りたいと思います。

37ページ、小学校の統廃合補助金で、先ほど質問ちょっと出ましたけれども、これに対する答弁で、これからその交付要綱をつくって、規定をつくって、それにしたがって補助金交付したいって言ってるんですけど、これも私、順番逆だと思うんですね。

とりあえず、その記念誌や式典、タイムカプセルなどやりたいからってという要望が出たんで、とりあえず、一応100万円つけたけれども、具体的にはこれから規定をつくりたいっていうのは、順序逆だと思います。

もっと言えば、こういうのは一回やっちゃうと、余り望むところではありませんけれども、今後そういう小学校が統廃合されるときに、毎回毎回、金額どうするのかっていう話になると思うんですよ。

一番最初に、そういうものきちんと決めて、補助金出すのであれば、統廃合のところにそういう補助金が要するという判断であれば、そういう規定を先に決めて、それに準じて出すべきではないかなと思いますが、そこら辺はどういうふうを考えていらっしゃるのかということです。

次、39ページ。幼稚園費ですが、15節の工事請負費で94万円の新規、これ、プレハブ工事ということでしたけれども、一般質問の中でちらっと言われてました保育所の民営化が前提とされて、何かプレハブつくるみたいな話をちらっと言われたようですけども、具体的な内容、もうちょっと詳しく説明をしてください。

それから41ページ。10款6項1目13節、委託料の中でアンケート調査集計業務96万円減額をしています。

これですね、当初予算のときに22万円しかこの委託料なかったときに、違う、ことしの9月補正で、この96万円丸々増額してるんですよ。6月議会で丸々上げたもの、今回丸々落としてるのこれ何ででしょうか。

それからその下の18節の備品購入費221万5,000円の減額、これ随分大幅な減額をしていますが、減額理由を教えてください。

それとそのすぐ下の自治公民館等整備補助金12万9,000円の増額、これの中身ですが、詳しく教えていただければと思います。

最後、42ページの13節の耐震診断の委託料207万9,000円、湯布院公民館の耐震診断をするということなんですが、耐震診断した後の、あの建物、もうご存じのとおり大分古いの、耐震診断したらどういう結果が出るか、恐らく予測されると思うんですけども、その後、方向性はどこら辺まで考えていらっしゃるのか。建てかえとか、移転とか、改築とか、何かそう

というようなめどはあるのかどうか教えてください。

以上です。

議長（三重野精二君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 1番、小林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず37ページの小学校統廃合の補助金100万円でございますが、最初の御質問のときに答えたのが、ちょっと舌足らずでございましたけど、由布市立小学校廃校に伴う行事等に関する補助金交付規則というのを、教育委員会の方で11月27日の定例教育委員会で議決をしております。

それに伴いまして、今回100万円の補正計上をして、その議決をいただきました後にその規則を交付発行したいと考えております。

内容としましては、補助対象としまして、閉校記念行事に要する経費並びに閉校式典に要する経費、またその前2号に規定する経費に準ずる経費という形で、補助金の額は100万円を限度として交付するという形で、それに申請する場合においては、由布市の補助金交付規則を適用して申請してもらって、補助金を交付するという形で規定しております。

100万円っていう額の設定につきましては、特別な経費でございまして、長年歴史のある学校が閉鎖することございまして、地域住民の思いも十分なものもございまして、今まで関わりあった方々をお呼びして、閉校の記念式典等を挙行するとき、全部地元というわけにも行きませんし、若干の寄附金を募りながらその行事を行うためでございます。

市長の査定におきまして100万円という限度額を設けて、規則をつくって施行するような準備をしております。

それから39ページのプレハブ工事、94万円の工事費でございますが、これは挾間町 湯布院町と庄内町は現在2年保育をやっておりますが、挾間町だけ石城幼稚園について、若干2年保育がありますが、全町的にはまだやっておりません。

たびたび質問もございまして、施設が整い次第という形がございましたが、このたび由布川幼稚園の改築工事の準備も整いましたし、来年からまず手始めに挾間幼稚園の一つ空き教室がございまして、そこは今、荷物室というか、そういう形になっております。

その分をプレハブ倉庫に移して、1教室20名の定員で、来年度から2年保育を実施するような形でその準備段階でのプレハブの工事請負でございます。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

まずアンケート調査の集計業務でございますが、ページは41ページでございます。

委託料の96万円、これはその上の手数料の方に、役務費のその他の手数料96万円と上げております。これは今現在、うちが事業を進めています地域教育推進事業というのがあります。

その事業の中で、市民にアンケートの調査の集計業務でございます。

どういうことかと言いますと、これ、国から県の方に、事業費がおりてきて、県から由布市に委託契約がなされております。

受けたところから、また委託を出すということはいかがなものかという県の指導がありまして、その他の手数料にさしていただきました。

そして22万円とありますのは、これは生涯学習長期計画のアンケートの22万円でございます。

それから次に、庁用器、この221万5,000円、これにつきましては減額でございます。大きな減額でございますが、現在、うちの方で進めております放課後子供プランの事業がございます。その中で、備品購入ということで、当初上げていたんですが、今回、備品の方が、ちょっと調達するのが無理じゃないかということで、今回減額さしていただきました。

続いて、19節の自治公民館整備補助金でございますが、これ湯布院地区の内徳野自治区の公民館の修繕費でございます。

以上です。

失礼しました。ページが42ページ。13節の委託料でございますが、耐震診断、湯布院公民館の耐震調査でございますが、まず今現在の非常に長い42年ですか、42年に建設されたもので、やはり耐震調査が必要ということでございますので、今回、耐震調査をいたしまして、した後結果を見て、今後の対応に当たりたいと思っています。

以上です。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） よくわかりました。あとちょっと3点だけ。

アンケートの調査の委託料、手数料に変わったというのよくわかりました。

ただ委託料を再委託するのがよくないんで、手数料に変えたということなんですけど、じゃだれがやることになったんですか。どっか業者に委託しようとしてたのを、手数料ということは、職員が自分でやることにしたのかどうかです。それで額が変わらないのかということです。

それから備品購入しようと思ったけど無理だったって。具体的に何ですか、その220万円もの備品を調達しようと思ったけど、無理だったっていうの、何で、どうしてそう無理だったのか。当初の見込み何だったのか。

それから耐震診断なんですけど、これは湯布院公民館ということではなくて、耐震診断調査をした後、結果が出て、何らかの補修ですとか、改修とかが必要だという結果が出ちゃった場合に

は、何カ月以内とか、何年以内にやらなきゃいけないみたいな規定があったと思うんですけど、それはどのぐらいの期間でしたでしょうか。

議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 96万円の委託料でございますが、これ、当初、委託契約をしている会社の方をお願いしていましたが、その業務委託いたしましたけど、委託先から委託が、委託先に2つの委託ができないということで96万円の役務費の方に移行さしていただきました。（発言する者あり）

委託先はちょっと会社名は覚えてませんが、大丈夫なところでございます。（笑声）

それと221万5,000円、これについては、各小学校、湯布院と庄内の各小学校が備品購入の計画をしていましたが、今回、事業が中途からございましたので、その作業ができないということで、今回、減額さしていただいております。

それから耐震調査につきましてですが、これ年的にはわかりませんが、調査、耐震調査をいたしまして、そのときに結果が、これは何年以内、これは何年以内という結果が出ます。それでどうしても必要なところ、箇所につきましては補強をやっていかねばならないと思っております。

以上です。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 全部お答えになってないんで、もう一遍聞き直しますね。

委託じゃ悪いって言われたので手数料に直したと。だったら委託契約は結ばないのかと。同じ会社を使って調査させようと思っていたら、やっぱり委託契約結ばなきゃいけないはずですけども、委託契約結ばずに、手数料で調査しようと思ったら、自分たちでやるしかないんですよ、手数料っていうのは。

その会社を使おうと思ってるんだったら、委託するわけでしょう。会社に手数料払うっていうのはありなんですかね。

言われたから節だけ変えましたっていうのは、それ許されないことだと思いますけど、委託してるのに、手数料で委託料払ってるみたいな話になるの、おかしいんじゃないでしょうか。

あと備品購入が調達できなくなったっていうことの原因がちょっとよくわからないんですけど、事業ができなくなったからみたいなことも今、ちらっと言われましたけど、最初にこれだけの額の当初予算上げておいて、どうしてそれができなくなったのかっていう理由を知りたいんです。

それから診断調査は、結果が出てからですけど、一番短くて何カ月以内にしなきゃいけないっていう、規定の一番短いだと何カ月以内っていうのがあるんでしょうか。耐震、その調査診断結果に応じて。

議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） まず委託が手数料になったということでございますけど、これは県の指導を受けて、職員がやるということはちょっと無理だと思いますので、その手数料の払い方についてはちょっとまた詳しい資料をお持ちしてお答えしたいと思っております。

それから備品購入でございますが、これ、はっきり言って、ことし、国からおりて県の方でいろんな操作をいたしました。

と言いますのが、県議選、県知事選がありまして、おりてきたのが9月ぐらいでありましたので、なかなか整わなくて、整備が整わなくて、当初上げていましたけど、その段階でいろんな事業の変更がございます、そういう中でやるうちに、ちょっと備品調達は無理である。整備が整わなかったということがございます。（発言する者あり）（「ちゃんと答えなさいよ」と呼ぶ者あり）

はっきり言うて……、失礼しました。これ各学校に放課後子供プランというのをおろしているわけでございます。

それで各学校が一つの事業計画を立てます。その中で、今回、今言いましたように、県知事、県議選がございます、県からおりてきたのが9月半ばでございますので、それから事業をまた整えるということは大変ございましたので、今回備品については調達が難しいということで、断念をしたわけでございます。

それから耐震調査につきましては、ちょっと持ち合わせておりませんので、またそれは調べて、調査して、また報告したいと思います。

議長（三重野精二君） 答弁者に申し上げますが、もう少し簡潔にわかりやすく答弁をお願いします。

教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 私の方から、備品につきまして説明いたします。

当初、庄内分として、開設備品購入費ということで、庄内につきましては7校です、小学校。放課後子供プラン事業費ということで、開設準備費と備品ということで上げておりました。175万円です。

湯布院の備品購入費ということで上げておりましたが、2万7,000円ほど見込みを使うということで50万8,000円減額と。あわせまして221万5,000円ということで、これは開設準備ができなかったということで、今回に減額させていただきました。

以上であります。

議長（三重野精二君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ということはあれですか、放課後児童クラブ事業が、今年度できなくなったということですか。開設できなくなったということですか。

議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 今、次長が言いましたように、でございますけど、今回、他の事業につきましてはやっていくわけでございます。

備品調達につきましては、ちょっと今回できなかったということでございます。（発言する者あり）

議長（三重野精二君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 補足の説明をさせていただきます。

この耐震診断につきましてはちょっとまだもう少し勉強してみますけれども、かつて全国的に公共施設の整備に対する必要があった時期に、国の耐震診断の補助制度がありました。

その補助制度を活用する段階で耐震診断をすれば、一定期間内にその対策をとらなければならないというのが、たしかあったんじゃないかと思っておりますけれども、単独でやる分についてまで、そこまでの規定はたしかなかったものと思います。

これはちょっと確認してみます。ただいづれにしても耐震診断をすれば、それに対して何らかの対応が当然必要になってくると考えております。

それについては、現在、教育委員会の方で、小学校の耐震診断ということで、最優先ということで、今、由布院小学校の耐震診断をやっておりまして、そういうものもあわせて、今後のあり方を考えていく必要があるのではないかなとそういうふうに思っております。

具体的な検討は今後です。

議長（三重野精二君） 次に、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。質疑をさせていただく前に、ちょっと議長に、お願いと質問になるかもしれませんが、今までの質疑に関しましては、款の順番にどんどん人を変えながらやっていったと。それが今回は、一人がすべて通告分をずっと流してすべて聞いていくという流れに変わったんですけれども、その説明がなかったように思いますんで、まずそれだけちょっとなぜ変わったのかを教えていただけません。（「あれはもう議運で話はもうあったんよ」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） 今まで、決算と予算については、あんたが言われるような方法でやりました。今回、補正という形で、この方法をとらしていただいたということであります。

議員（7番 溝口 泰章君） 補正の場合にも、今まで2年間、その流れでやってたんじゃないですか。これ、初めてです、このやり方は。

議長（三重野精二君） 何かそれで支障がある……。 （「あと議運で協議してくださいよ」と呼ぶ者あり）

議員（7番 溝口 泰章君） どんどん……、済みません、頭から1ページずつこうやっていっ

た方がすごくやりやすいんです。

1ページずっとやるじゃないですか。一人の質疑が終わったらまた1ページに戻ってどんどん。また次の人に移ったら、1ページ目からやっていくというんで、手間暇かかって、どこが自分のところと、また先ほどやった質問だなというふうなのが、思い出せない。頭悪いかもしれませんが、これはさっきあったんかなって、ページをくぐって言いますから、ふっと落ちちゃう。

その辺をちょっと、そのリスクを避けてもらうためにも、款から順番に、若い款からずっと行った方がいいような気がしますので。

議長（三重野精二君） これはまた……。

議員（7番 溝口 泰章君） ちょっと後ほどそれについての対応は、この場じゃなくて後で。

議長（三重野精二君） 検討をしないと。

議員（7番 溝口 泰章君） 検討をお願いしたいと思います。

それでは、やっと回ってきましたけれども、ほとんど聞かれてるような状態ですので、質疑は終わってるような状態ですけれども、まずは17ページ。2款1項1目19節の県派遣職員人件費負担金についての質問でございますけれども、通告の順番で行きますと、質疑で重なっている部分と、先日の小林議員の一般質問で重なってる部分が少々見受けられます。

4点あるんですけれども、そのことも重複はあるかと思えますけれども、お答えをちょっといただきたいと思います。

一つは、都市景観室の職員の配置の必要性についてでございます。

もう一つは、都市景観というものをどういうふうにつくり上げていくのか。そのビジョンを、これは一般質問でもちょっと触れられてましたけれども、もうちょっと確かめたいと思うので教えてください。

次いで3点目が、由布市の都市部がどこにあるのかということが、私、イメージできませんのでそれを教えてください。

4点目は、これも一般質問で小林議員指摘なさいましたけれども、都市の景観というものと、農村の景観、連動してるんじゃないかと私も思っておりますんで、ただの景観だけならわかるんですけども、都市景観という名前で、農村が置いてかれてるような、農村景観も非常に大事だと思います。

その部分が置いてかれてるような気がしますので、都市景観対策という言葉があわないんじゃないかというふうな疑念を持っていますので、そのあたりをちょっと説明を受けたいと思います。

以上、4点をお願いします。

あ、それともう全部ですね。全部言わなきゃいけないです。

次が35ページ。8款4項1目の8、9節ですけれども、都市計画総務費の報償費と旅費です。

その具体的内容を教えていただきたいと思います。そして、その内容がひょっとして、この都市景観室との関連で、何かリンクしてるのかどうか。そこを教えてください。

次いで36ページです。消防費です。

消防費の1項2目19節で、非・常備消防費というのがわかりませんので、教えてください。備品なのか、非常備ないですね、非・常備だと思いますので、その具体的内容を教えていただきたいと思います。お願いいたします。

議長（三重野精二君） 総務部長。

総務部長（小野 明生君） 7番、溝口泰章議員の御質問の17ページ19節に関連する部分でございまして、1点目の都市景観室職員の配置の必要性がどこにあるかということでございまして、先般、第3回市議会定例会最終日におきまして、市長が閉会あいさつの中で御報告を申し上げます。

しかし、必要性がどこにあるのかということでございまして、これから由布市において、景観を適用した景観計画の策定や、景観条例の制定、さらには由布市の美しい自然景観や良好な生活環境を確保するためには、今後、都市計画の見直しや、必要な条例改正を行ってまいりたいと考えておりますので、このことにつきましては、農振法、農地法、森林法、都市計画法、建築基準法など、幅広い分野に関係してまいります。

そのような中で、景観計画の策定や都市計画の見直し、関係条例の整備等を円滑、かつ迅速に進めるためには、やはり建築や都市計画等に関する専門的知識を持った職員がぜひ必要と判断いたしまして、市長から県知事の方に派遣依頼をしたところでございます。

以上でございます。あと3点につきましては都市景観室の方から。

議長（三重野精二君） 都市景観室長。

都市景観室長（若林 純一君） 7番、溝口議員の御質問にお答えします。

まず都市景観をどう構築していくのか。そのビジョンはという御質問ですが、一般質問でもお答えしましたとおり、今年度、景観マスタープラン策定委員会というものを設置いたしまして、その中でビジョンをつくり上げていきたいというふうに考えております。

ただお断りしておきますが、都市景観室ということではございますが、都市計画と景観というものを広く取り組んでいくという意味でございますので、都市の景観ということではございません。

由布市におきましては、農村景観が極めて重要であるということは、重々認識しておりますので、御理解賜りたいと思います。

また2点目につきまして、由布市の都市部をどこに想定しているかということでございまして、都市の景観を扱うわけじゃございませんので、由布市全域におきまして、必要なところに必要な

ものを用意するというスタンスでまいりたいと思っております。

3点目ですが、由布市の農村景観、それにつながる農村、農業振興に対する取り組みについてはどう対応するのかということでございますが、先ほども述べましたとおり、農村景観をどう保全していくかということについては、極めて重要な課題と捉えておりますし、農業の振興なくして美しい農村景観は保てないというふうに考えております。

それで、農業が、地域農業の振興のために、集落営農の推進や、認定農業者の支援等さまざまな農政対策にも取り組んでまいり所存です。

これは私どもの所管ではありませんが、市の姿勢としてそのような形で取り組んでまいり所存でございます。

以上です。（「あと一つ」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。あと35ページ。都市計画総務費の報償費と旅費でございます。これにつきましては、都市景観室に関連する予算を計上させていただきます。

報償費につきましては、景観マスタープラン策定委員に対する謝金でございます。

また旅費につきましては、特に湯布院地域におきましては、景観をどう保全していくか、維持していくかということは、極めて難しい手法が求められるという考えのもと、学術経験者、学識経験者を入れて、マスタープランの策定を進めようと考えておりますので、その学識経験者をお招きする旅費ということに充てさせていただきます。

以上です。

議長（三重野精二君） 総務部長。

総務部長（小野 明生君） 7番、溝口泰章議員の質問にお答えいたします。

36ページ。9款1項2目の非常備消防費、非常備消防費といえますのは、消防団関係の経費の分でございます。

今回、消防備品購入補助金につきましては、湯布院方面隊1分団2部、4分団1部、4分団3部の各部に、ジェットシューター17基、ホース7本、消火栓・格納庫の修理1カ所の経費が84万8,000円で、消防備品に対する補助が2分の1でございますので42万4,000円、当初予算が20万円計上しておりましたので、今回、22万4,000円の増額ということになっております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 35ページの報償費、旅費に関しては、これから先のマスタープラン作成に当たっての、こちらから行く旅費じゃなくて、招く旅費だと考えてよろしいんですね、はい。

そしてまた前に戻ります。17ページの総務費の方になりますけれど、人件費になりますけれども、このセクション、新設した新たな係で、小林議員の一般質問のときにも、今また説明受けたときにも、どうも都市計画と景観とが、頭の中で一緒にならずに混乱を生むような名称、すなわち都市景観対策室というなりますと、我々はこうやって説明受ければ、ああそうかと行きますけれども、これが対外的に、都市景観対策室の仕事でというふうに、農村に行って、ここの棚田をきれいに、あるいは保存しようとかいうときに、果たして相手さんがわかるのかどうかなんですよね。

だから名称の持っている説得力というのもあると思いますので、景観ということで、都市など切り離す必要があるような気はしますけど、そういう変更の気持ちと予定はあるのかどうかということをお答え願いたい。

そして、今後の仕事内容にも触れるとは思いますが、景観を第一に扱わなきゃいけない由布市内の対象地域となると、恐らく湯布院の問題がたくさん発生している湯の坪地区という地区の景観についてが、まず最初の仕事になるんじゃないかという気がするんですけども、そこも仕事なさるときに、果たして何のために景観を対策するのか、対策室が入って行ってやるのかというときに、一体、住民の方々と、それと外部から来ている営利集団との整合性がどんなふうに説明の中に入ってくるのかが心配になるんですけども、その辺の峻別はなさって入るのかどうか。（発言する者あり）その辺、教えてください。（「質疑というよりも政策に入ってる」と呼ぶ者あり）（「質疑というよりも方向」と呼ぶ者あり）

議長（三重野精二君） ちょっと内容的に、質疑と政策とはちょっと別に考えてやってほしいと思います。（「議長いいですか」と呼ぶ者あり）

議員（19番 小野二三人君） 議長、いいですか。私もこういう中身は違いますが、6月議会の際に（発言する者あり）こういった類のことで差しどめを食うたんです。ですからひとつ一貫性を持たしてください。これまた議運の中でまた十分理解していただきたいと思いません。（発言する者あり）

議長（三重野精二君） 私は今までのことが、今までは今までどおりに、これらの新たにそういうことまで含めてやれということであれば、これは今後の問題だと思います。

やっぱし今は、今までどおりに、私はやってほしいというふうに思います。

議員（7番 溝口 泰章君） その辺で後ほどまた諮っていただくのはわかりますけれども、ただ質疑の傾向がだんだんと、自己意見の表明に近くなっていくというのは、自分でもずっと抑えながら、本当のところを聞きたいということで、前ぶれが長いのはこれは確かでございます。

しかし、今後の対策室というところが、最初に手をつけるべき仕事はどこなのかということをお聞きしたいので、そのときに農村じゃなくて、湯の坪に入っていくんじゃないかと、そこは

重要だなと。それを確かめたいということで、今、お聞きしてるんで。

議長（三重野精二君） わかりました。

議員（7番 溝口 泰章君） そこだけはじゃお答えをいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 答えることができれば答えてください。（笑声）

都市景観室長（若林 純一君） 可能な限りお答えいたします。

まず名称ですが、都市景観室というのは、私が赴任したときに既に決まっております、議員御指摘のとおり、都市景観を扱う、つまり都市の景観、つまり田舎は余り関係ないんじゃないかというふうに思われるようですと困りますので、その辺につきましては、名称変更が可能なのかどうか、私はちょっとわかりませんので、御意見を参考に御相談をしていきたいと思います。

それとじゃまずどこから取り組むのかというお話ですが、御承知のとおり、大規模な開発が湯布院にメジロ押しと。計画がかなりうわさに流れておりまして、これをどういうふうに対処していくかということが一つ。

もう一つは、湯の坪街道周辺地区で、自主的な景観への取り組みがなされておりました、これを市として市の計画に取り入れて、市として湯の坪地区の景観をきちんと形成していくということが一つ。

もう一つは、湯布院町、特に湯布院盆地全体について、現在、条例と都市計画でコントロールされてますが、これが必ずしも時代の流れにあってきいてない部分がございますので、あると思われるので、そのあたりの見直しについて取り組むと。

大きく3点、急いで取り組まなきゃいけないなというふうに思ってます。

正直申しまして、それにまず喫緊の課題に取り組んだ後に、挟間、庄内につきましても、住民の方々を入れて、課題の抽出からきちんと議論してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（三重野精二君） 市長、名称の変更ができるか、これ対応いただきたいで。

市長（首藤 奉文君） 今の話の中で、本当に誤解を招きやすい室だと思えます。

それでももう少し検討して、4月からでも新たに名称変更については考えていきたいと思えます。

議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） ありがとうございます。

地区として、湯布院、庄内、挟間というふうにありますけれども、本当に今、市長もおっしゃって、展望が開けるんですけども、都市計画地域のない庄内と、大きな公共下水道の今後も問題として控えている挟間と湯布院何かがありますので、湯布院は今の景観でやっていけると思えますので、その手順を、今、お伺いして、その形の進め方ちゅうのは、本当に安心できる部分がございますので、お聞きしてよかったと思えます。

また今度、3月の一般質問にこれ、持ってかなきゃいけないかと思えますので、そのときにはひとつよろしく願います。どうもありがとうございます。

議長（三重野精二君） 次に、5番、佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。私も17ページと35ページ、すべてかぶっております。しかしながら、若干観点が違いますからお尋ねをします。

17ページの13節の委託料、昨日、一般質問私しまして、同僚議員の説明でわかりましたからこの件は省きます。

2款総務費1項総務管理費です。一般管理費、今、総務部長答えた部分の中で、19項負補交の部分で、交付金で458万6,000円の充当財源は何かと。それと説明では、今、大体わかりましたけれども、室設置の経緯と、私も書いてますから、これも違った意味で言いますから説明してください。

それと35ページの2の8、9です。土木費の言われた都市計画費、都市計画総務費の報償費と旅費の件ではございます。

だれにというたら、今、策定委員、何人でどうなる、そして旅費が15万4,000円はどういう旅費か。

この15万4,000円、かなり大きいわけでありますから、どういう地域の人に来て、招いて、講演を仰ぐのかということも含めてちょっと聞かせてください。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この景観室の設置の経緯は、もう皆さんご存じのとおり、まずは今、先ほど室長も申しましたけれども、過去に湯布院にまた大型の企業が入りまして、一応、政治決着をつけたという企業がございました。

それと同じような大型ホテル開発がどんどん今、来ようとしてるわけでありまして、私はもともと由布市という大きな由布市の中で、その湯布院という観光ブランドが占めてる役割はものすごく大きいと思います。

この湯布院という観光ブランドは、衰退をした時点では、由布市の活性化もやっぱりかなり厳しいものがあると考えておりまして、今、この湯布院のその観光ブランドをレベルを落とさないように、そしてまたより一層発展して、やっぱり由布市民の誇りとして持てるような由布市にしていきたいということを考えております。

そういうことから、由布市に大型ホテルがどんどん林立して、そして非常に平板化されるといえますか、湯布院が。そういうレベルの低い平板化された湯布院になったんでは、これはもう意味がありません。

そういうことから今まで白地のところには、何を建ててもいいわけでありますけれども、そう

ということも含めてやっぱり湯布院を、今の景観等々をしっかりと守っていく取り組みをしなくちゃいけないということを判断いたしました。

我が市にもそういう職員がおりますけれども、今、合併で、いろんな農政も建設も取り組んでおりまして、なかなか人材を集めることが難しい状況の中で、知事と話をする機会がございまして、私はこういう考えでやろうと思ってるんですって言ったら、即、返答して、来年度といわず、今すぐやったらどうかという形で、知事からそういう答えをいただきまして、直ちにこういう実行に至ったわけでありまして、若林室長は、そういう景観等々で、非常に優秀な職員であります。

そういうことから由布市としても、早い段階でこういう取り組んできたという経緯でございます。

議長（三重野精二君） 都市景観室長。

都市景観室長（若林 純一君） 佐藤議員の御質問にお答えします。

まず報償費でございますが、先ほどもお答えしましたように、景観マスタープラン策定委員会の委員に対する謝金ということです。

その委員の構成でございますが、現在、設置要綱をつくって、設置要綱まさに作成中でございます。

できるだけ広く御意見をいただきたいということから、現在、予定されております構成を若干御説明しますと、学識経験者を1名、公募委員を各町域から2名ずつ計6名、市議会議員の方々を、各町域から1名ずつで計3名、各審議会、これは現在の条例、都市計画等の審議会が既にあり、また地域審議会が構成されておりますので、その各審議会から代表者を1名入っていただきたいというふうに考えて進めております。

それにあと行政担当者といいますが、行政の方から加わるという形を考えています。

それで報償費として9万2,000円を計上しているところです。

あと旅費ですが、学識経験者につきましては、湯布院という全国的にも非常に有名なブランドでございます。

また潤いのあるまちづくり条例というものにつきましては、研究対象になるほどの極めて日本でも珍しい、非常に厳しい条例でございまして、湯布院の景観をこれから議論していくということになれば、やはり権威ある方をお招きして御意見をぜひ聞きたいという思いもありまして、東京からお招きしたいというふうに思っています。

それで、2回分の旅費として15万4,000円を計上させていただいております。

以上です。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 充当財源答えんかったな、充当財源、何。補助とか一般財源とか

あるな。

議長（三重野精二君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） これは一般財源でございます。

議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

議員（５番 佐藤 郁夫君） わかりました。

相対的に私、行革をやってます。それで、スリム化、いろんな、昨日も一般質問しました。

組織再編検討委員会であるやっているといいながら、こういうことは現場の混乱を私は招いていると思う。

というのは、都市景観室、その来た人をどうのこうの言うんじゃないけれども、現実に都市計画している諸君はおるわけで、その辺のすみ分けと、それをまとめるちゅうのは、総合政策を含めてやっぱりきちっとすべきであって、途中からこういうことになれば、やはりこういうことはきちっと新年度からすべきではなかったかな。

そこ辺の急ぐ必要があったんかなと。そういうことを今、お聞きして少しわかったんですが、行革の面から見たときにいかなもんか。

ほでまたひとつ私は権限移譲だったんかなと、そういうことも含めて考えてきましたから、これはもう答弁要りませんけれども、どうぞやっぱりその辺も含めて、組織検討委員会するなら、きちっと副市長がキャップならば、そういうところまで含めてやっぱりすべきじゃなかったかな。そういうことであります。

以上であります。

議長（三重野精二君） 次に、１７番、利光直人君。

議員（１７番 利光 直人君） ５つほどあったんですけど、最後の２つになりましたけども、２１ページの３款の３目の１８節、これ備品購入の５９万５，０００円ですか、これの機械器具の内訳をお聞きしたいと思います。

この中で、つえとか、腕にするのとか、足にするのとか、そういう器械なのかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

それから３６ページの９款消防費の中で、４目の１８節備品購入、これについても３８万９，０００円、何を買われたのかお聞きをしたいと思います。

その２つです。よろしく願いいたします。

議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） １７番議員の質問にお答えしたいと思います。

２１ページの１８節備品購入費５９万５，０００円です。

これにつきましては、自立支援法の施行に伴いまして、新しい事業としまして、視覚障害者等

情報支援緊急基盤整備事業というのができました。

これを利用しまして、視覚障害者の使用する機器の普及啓発のために、2つの、2種類の機器を購入を予定しております。

1点につきましては、携帯型拡大読書器ということで、それを当てることによりまして、最大値が18倍まで大きくなるというそういう機器でございまして、目の悪い方でも読みやすい、そういうものでございます。

それと同時にこの画面を利用しまして書くこともできる、そういう機器でございます。

それからもう1点につきましては、活字文章読み上げ装置ということでございまして、これは記号化されました文章をこの機械を当てることによりまして、音声で聞くことができる。そういう機器でございまして、それぞれ3台ずつ購入予定しております。

この3台を、挟間庁舎、それから庄内庁舎、湯布院庁舎で備えまして、目の悪い方にこれを経験していただきまして、その方が必要ということになれば、日常生活用具の給付として、これを給付するようにできるようになっております。

対象者は、視覚障害の1級と2級の方でありまして、ただし個人負担がありまして、1割の個人負担がある。そういうものでございます。購入して体験していただいて、必要があれば購入していただく。そういうものでございます。御理解をいただきたいと思っております。

議長（三重野精二君） 総務部長。

総務部長（小野 明生君） 総務部長です。17番、利光議員の御質問にお答えいたします。

36ページ。9款1項4目災害対策費でございまして、このうちの18節備品購入費38万9,000円につきましては、湯布院地域の防災行政無線の戸別受信機10台分でございます。

1基が3万7,000円掛け10台掛け消費税ということで38万9,000円。これは設置当時、3,320世帯分を購入する予定でございましたが、当初2,500戸に設置いたしております。

その後、要望のある世帯につきましては、随時配布をしておりますので、今回10戸購入ということになっております。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 今、部長から説明を聞きましたが、この障害福祉の分ですけれども、これはもう臨時的にこうするわけで、一気に設置はしとくわけですね、購入した後は。

議長（三重野精二君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、これは県の100%事業で設置しますので、永久というところ

っと語弊があろうかと思えますけれども、その福祉の窓口に常時、展示し、体験してもらうようにしておきたいと思っております。

議員（１７番 利光 直人君） ありがとうございます。

議長（三重野精二君） 利光直人君。

議員（１７番 利光 直人君） ありがとうございます。

次に総務部長にお答えしてもらいたいんですけど、先ほど３，３２０世帯の分は既にもう終わってるわけですか。これからですか。随時その後に予算組みながら、こういうふうな形で、１０台とか２０台とか買われるわけですか。その辺またお願いします。

議長（三重野精二君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 当初、３，３２０が必要だとふうな計算をしておりましたが、自分とは要らないという方もいらっしゃいました。

先ほど総務部長が申しましたように、二千何百戸、（「２，５００」と呼ぶ者あり）５００戸は当初で設置いたしました。その後、台風とか何とかあるうちに、やっぱり最初は申し込んでなかったけども欲しいという方がふえてきまして、その都度都度、補正なり、当初予算なりで整備しております。

今現在、１０名の方が待機をしておりますので、今回の補正で上げていただければその１０名の待機の方は解消いたします。

そういうことになっております。

議員（１７番 利光 直人君） ありがとうございます。

議長（三重野精二君） 議案８７号についての通告による質疑が終わりましたが、通告者で自分の通告箇所について、再度質疑がある方をお受けしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三重野精二君） ないようでありますので、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は２時２０分とします。

午後２時０９分休憩

.....  
午後２時２１分再開

議長（三重野精二君） 再開します。

.....  
日程第９．議案第８８号

日程第１０．議案第８９号

日程第１１．議案第９０号

日程第12．議案第91号

日程第13．議案第92号

議長（三重野精二君） 次に、日程第9、議案第88号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第13、議案第92号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを議題として質疑を行います。この5件については、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第14．議案第93号

議長（三重野精二君） 次に、日程第14、議案第93号平成19年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ページは11ページを開いてください。

9月補正のときに、20年勤続の者、定年退職及び退職勧奨に係る退職手当については、32.76ということで、そのときの答弁が一応総務課の資料がそういうようになってるということで、総務課長の方も、実はそうなるんだけど、あとで差しかえますということだったんですけども、後で、次の議会のときに、全部統一しますということだったんで、統一されたのを見たら、水道課のが引っ込んでるんです。

それでどうしてかなという思ったんですが、どういう事情でしょうか。

議長（三重野精二君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。御指摘の11ページの30.55が、9月分の補正時に32.76ということでした。

水道の1号の補正事業32.76で計上しておりましたが、この32.76につきましては、公務時の災害上の退職時の場合が32.76でございまして、普通退職時のときには、30.55でございましたので、9月の補正時の30.76の数字につきましては、あやまちであったということでございます。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 公務時ちゅうのがわからんんですけど、どういうことですか。

議長（三重野精二君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 公務上の災害におきまして、11年から25年未満のときに32.76ということでございます。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それ平たく言うと、凡人がわかるように教えていただきたいんで

すが。

議長（三重野精二君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 済みません。交通事故とか、台風やいろいろの災害時の公務におきまして、どうしても退職をせざるを得なかったときと解釈しております。

議員（8番 西郡 均君） そういう特別なものがあるわけやな。はい、いいです。

議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

#### 日程第15・議案第94号

議長（三重野精二君） 次に、日程第15、議案第94号県営南庄内地区土地改良事業損失補償についてを議題として質疑を行います。

本議案につきましては、質疑の通告がなくても許可をします。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 改めてお尋ねいたします。

添付資料を先ほどいただきました。元金283万3,746円、金利、いろいろ種類がずっとありますよね。A、B、C、D、E、F、その金利というのは、遅延損害金のことなんですよ。

その元金と金利を別々にしてちょっと教えていただきたいんですけど、283万3,749円、いわゆる農林公庫に払ったその元金というふうに書いてますけども、それは元利償還金そのものを指してるんじゃないかと。今までそういうふう理解しとったんですけど。

その分の元利分と償還金の部分を、元金分と利息分を教えてほしいということで、前回個人償還表を求めたんですね。出してくれということで。けどもそういう資料はないと。

またもう一つは、この数十名の団体の代表者で貸し借りをしてるんだけど、農協とです。それに債務保証、町が行ってるんですけども、いわゆる私たちが団地の場合は連帯保証の証書をつくってるんです、連名の。しかし説明では、工事に対する加入同意書はあったんですけども、連帯保証を示すそういう書類ちゅうのは、一切ないちゅうことで出さなかったんです。

それが本当はないというのも、私ちょっと考えられないんですよ。

いま一つは、確かに返還を求めたと。あるいはそれに対して、役所から何らかの書類を出したという請求書やあるいはそれに際する返答についての書類等も、この間のやつをずっと出してきて言ったんだけど、その書類もないということで、いわゆるないないづくしなんですよ。前、議論したときに。

そういう一連の書類が本当は手元にあるんじゃないかと私、ちょっと確信してるんですよ。

実はガラスハウスの件でも、ないと言いながら、見たら全部一見書類ととったんです。

平気でうそつくところですから、そういうことあり得ると思うんですけど、今、言った関係書

類があるのではないかというふうに思うんですけども、その辺についてまずお答えをいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。8番、西郡議員の御質問にお答えいたします。

J Aさわやかと地元が借用契約を結んでいるということで、これに対する元利金、これ、毎年2月15日まで 年によって違いますが 15年の毎年2月15日払いというような納期になっておりますが、これらの納期までの元利均等の支払い額が283万3,749円。これが元利金です。

償還、納期以降の支払いが遅延した場合について、遅延損害金が14.9%ということが、J Aさわやかと庄内町が締結した遅延損害に係る契約の内容でございます。

でございます、14.5%で計算すると、手元のような金利ということになります。

議員が言われております金利というのは、ここにあります金利というのは、納期から後の遅延損害金のことを言っております。

以上です。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 2つ目の質問の借り入れに伴う書類、それからJ Aからの請求の書類につきましては、農政課にはございません。

これはJ Aの方から該当者に請求行為を行っているというふうなことでございます。

それから借り入れ申請等につきましては、当時の、これまでも説明しておりますように、相続人、本人は事業同意についての確認はなされておりますが、その後、不慮の交通事故で亡くなるというふうなことで、その後借り入れ申請の手続をということでございましたが、さまざまな家庭の事情がございまして、相続人がまだ決定していないと、決定しなかったためにそのままずっと来ているというふうなことでございます。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ほかのところはわかりんですけど、挟間の場合はですね、一応、償還表も含めて、役場の耕地課が全部一揃いつくって、そして農協に渡すという方法をとってたんですよ。

聞いてみますと、庄内の場合は、全部庄内がやって、唯一あると思われる農協からの催促のそういう書類です。それさえもなかったんですよ。出してくれて言ったけど。本来はそれは役場にあるはずなんですけど。

結局、役場の担当課と一緒に督促するというようなことを行われていたようなんですよ、経過

を聞いてみれば。そのグループの代表だけに責任負わせるんじゃない。しかしその代表に対しては、役場の方から、そこまでしなくていいよというようなことだったみたいなんでね。

そういう一連の書類が全く役場の手元に保管されてないちゅうことは考えられないんですよ。

再度もう一度本当はないのかどうかお答えいただきたいと思います。

議長（三重野精二君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 現在のところ把握しておりません。（発言する者あり）

議長（三重野精二君） ほかにありませんか。後藤憲次君。

議員（24番 後藤 憲次君） この件は、やっぱり町の方にも責任があると思うんです。

今、西郡議員が言っておりますように、損失補償をする限り、そういう書類がないちゅうことはないはずなんです。

これは先ほど言ったように、挾間町の場合も、耕地課の方で、ちゃんとその償還していく書類が全部あったんです。

庄内町の場合、町がそういう補償をせなならんようなことになっているのに、そういう、一切そういう書類はないちゅうのはもう本当おかしいと思う。

こういうことをしよったら、今から先、何も企業誘致もできんと思う。

本人は借ってからそのまま借っても支払わんごとなったら、市がせなできんとかいうようになったら大変なことになると思うんです。

それとやっぱり本当にもっと早く、農協の方も、町の方も気がついて、その時点でもう支払いをどうするかというの、やっぱ検討しなければうそやったと私は思うんです。

283万3,749円、その時点ですぐ気がついて払えば、もうこれの金額を主張すればよかったんです。それが何年もたって、こんな額に、金利も元金も同じような額になった。

本当はないんですかね。

議長（三重野精二君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。24番、後藤議員の御質問にお答えいたしますが、昨年からの問題につきまして、常任委員会においても書類の提出等を求められてきました。

これにつきまして、挾間庁舎に送り込まれた庄内町からの書類、そしてまた庄内町等の倉庫等を職員で探した結果、見つからないというのが現状でございました。

そういうことで、そういう書類があれば隠すとか、そういうような行為は決してするものでなく、提出するということで、職員も真剣になって探したという結果でございます。

以上です。（発言する者あり）

議長（三重野精二君） 受けます。ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（１番 小林華弥子君） この議案によろよくなつて、この金額が出てきたと。以前のときから、再三、執行部からの説明を聞いとります。

難しい協議をされて、議会の否決と、それから農協に訴えられるという状況の中で、まさに板ばさみの中で、何とかこの金額をやっと出してきたという御苦勞はわかります。

ましてや長年かかっていた問題が明るみに出たので、下手にこじ下げさせるつもりはないんですが、全員協議会のときに説明をして、こういう議案を出して、何とか金額を妥結させたいという説明をしたときに、いろんな議員さんから意見がありました、いろいろ契約の内容を見ればもっともではありますけれども、ただ今、後藤さんからも言われましたように、長年これを放置してきた行政側にも責任がないことはないだろうと。

それは契約の内容ですとか、補償のあり方っていうのは、書面に書いたところではそうかもしれないけれども、ただこういう状況を放置してきたということに対しての責任の所在を、一言、市が、今の行政のトップが、はっきりと責任の所在を述べて、それをどういふふうにかえるかという、その一言の弁明がほしいということ全員協議会でも言われたと思うんですけども、改めてこの金額云々ではないんですけど、このことに対して市の責任をどういふふうにか、放置してきた市の責任をどういふふうにかえられたのか、その一言いただきたいと思ひます。

議長（三重野精二君） 市長。

市長（首藤 奉文君） もと庄内町長でございますが、私自身もこの件につきましては、一応報告を受けて、そしてどのようにするかということで、庄内町時代も対応してまいりましたけれども、実際は、平成16年度からのこの状況でございます、その間、すぐまた市長選等いろいろありまして、なかなかこれに取り組むことができなかったということと、それからやっぱり町としては、農協がそれだけの債務を抱えているのに、なぜ請求行為をしなかったかと。請求行為をしないまま、町に直接すぐ補てんしてくれという行為は、私はできませんよと。

再度、農協さんでちゃんとそのことをきちんと整理して、それからの話じゃないですかということをお願いしてきました。

それでもやっぱり今回こういう形で何とか解決をつけたいということで、こうしてきたわけですが、当時の庄内町長としては、農協さんが努力が足りなかったと、それでそういうことに応じられないというような話をしてきたところであります。

いずれにしても、旧町時代に解決すべきものができなかったというのは、皆さん方にもお詫びを申し上げたいと思ひますし、またこれが訴訟という、新聞沙汰になるなど、本当に市民の皆さんも、余分な心配、あるいは心配ごとを、不安、あるいはそういうものをかけたんではないかなと思っております。

私はそういうことも踏まえて、今回、農協さわやか組合長と、ひざを交えて直談判をしたとこ

ろでありまして、これ、うちとしてはもう裁判に訴えられていけば、このままで行けば、必ず負けるというのは火を見るよる明らかであると。

そういう状況の中で、またそういうしこりを残していくのがいいのか、それとももう決着できるものならば、政治判断でお互いに決着できたらそれが一番いいという気持ちを持ちまして、組合長と話をし、農協側も我々の議会と同じように、理事会があります。それから幹事会があって、大変これをクリアするのは厳しいという、最初の状況でありましたけれども、もう最後、最後まで組合長と話す中で、ここまで譲歩したいのでよろしくお願ひしますと、もし由布市がそういうことで議会で議決をいただければ、私は直ちに訴訟を取り下げたいというような話まで、政治的ではありませんけれども、行ったところであります。

この件が、市民の皆さんも、庄内は、大変だなということもいっぱい聞いておりますけれども、本当に庄内町時代に解決できなかったことは、非常に残念でありますけれども、その点につきましては、皆さん方に御迷惑をかけてることをお詫びを申し上げたいと思います。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 次が挟間が出てくるんで、あまり大きなことは言えないんですけども、一番気になるのは、土地は他人が管理しとって、債務保証だけを市がやらなければならない。ほかの案件ではほとんどこういうことはないんですよ。

担保とかいろんなもの、設定がされとって、今度のはもっとひどくて、もうほかの人の所有名義になっとなつて、挟間の場合ですよ。市が全額農協に返済しなけりゃならんという物件が、次にまた出てくるんですけども、こういうことの何ちゅうんですか、再発を防ぐ、二度とこういうことを繰り返さないという手があるんじゃないかと思うんですけども、これは県営だから私、県のずさんなやつにちょっと腹が立ってるんですけども、県からわざわざおいで願っている副市長にお伺いしたいんですけども、どうしてこういうことが起こるかなと。

実は、下赤野地区は借りかえて、そこに担保にしてもらって、そうしてその土地を処分するというふうにしました。挟間の場合はです。

だから、なぜこういうことが起こったかなと、疑問でならないんですけども、この件が起きて、副市長としてどういうふうな考えを持っているのか、そこ辺はちょっとお伺いしたいんですが。

議長（三重野精二君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 8番議員の質問にお答えをいたします。

私もこの契約の中身を見まして、大変一方的に今、行政が不利な契約であるなと。よくこういふ、もう少し損失補償であれば、損失補償たる中身の契約が結べなかったのかなと。いわゆる農協との間の契約の詰めが足りなかったのではないかというふうに、今の時点では思います。

ただ当時、右肩上がりの時代の中で、いろんなものがどんどん押し進められた。それにまぎれ

て、金融機関主導の契約内容になったのではないかというふうに、率直には感じておりますけれども、やっぱり今後については、やはり損失補償契約を仮に今後必要が生じた場合であっても、行政側が一方的に不利な内容にならないように、やっぱり万全の慎重な中身の検討は必要というふうに思います。

それはやはり新たなそういう事案が生じた段階で、具体的に考えていくことではないかと思えます。

今、述べられたように、やはり今回のような自体が生じれば、早目に何らかの、例えば一人借入れ者の名前が抜けるというようなことがあれば、早急にやはりできる法的な措置とかあったのではないかと思います。

やはりやるべき時期に、やっぱりやるべきことをやっておかないとこういことになるのかなというふうに思います。

それと、できるだけ早く解決してという御意見もありますけれども、この契約の中身を見れば、毎年の年に1回の2月の支払い時期から3カ月たって納付がなければ、行政はそれを支払わなければならないというふうな契約になっておりまして、毎年毎年払うのは、これはもう損失補償ではなくて、もう債務保証になってしまいますので、やはり最終的にどうしても、金融機関でとれないと、もうやむを得ないもののみ、その金融機関の最終的な損失として補償するという考え方は、やはり行政としてはとっていくべきであろうと思います。

そういうことも含めて、やっぱり今後考えていかなければならないと思います。

以上でございます。

議長（三重野精二君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 何度も言いますが、この件に関しては、もう確信犯なんですよ。

最初から、役所に払ってもらおうということを前提に、ずっと推移してきてるんです。

そういう点で言えば、当事者である、昔それにかかわってた人が請求人ということに、非常に腹立たしい思いをしてるんですけども、元利0で、200何万ですか、283万3,749円、これだけ耳を揃えて払うということならいいんですけど、これもう意見になってしまう。

以上。もう別に何もありません。

議長（三重野精二君） 10番、太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） ちょっと意見を差し控えてたんですけど、ちょっと私が常任委員会で、特にこれを反対した理由は、本人死亡のまま、事業同意は本人が生きてるときにされてるけども、実際の借り入れの段階で、当事者が死亡しているということについて、この契約そのものがもう違法行為になるんじゃないかと。

だから当然、本人が死亡してる中で、返済の請求をする相手方がいない中で、契約をされたということが、それを1件ならずも4件全部そういう行為をされたことに対して、農協自体に、この契約に対する不法行為が、未必の行為があったんじゃないか。当然もうこれは最終的には、市が払うことを、当時の町が最初から払うことを前提として、契約をされてるんじゃないかと。そういうふうに見受けられるので反対したわけです。

そのことを過失相殺をすることにおいて、元利金、最初の288万3,719円で妥当ではないか。遅延損害金を払う必要はないという私たちの見解であったわけです。

その辺のことを最初から裁判に負けるという、最初からそのことは、それは町とJAさわやかの契約にはそうであるかもしれないけど、JAさわやかと当人との契約においては、これは明らかに契約行為が違反してる。当事者が死亡のまま契約をしてるということに違法性があるんじゃないかということ、何ら解決されていない。

そのことについての明確な答弁、農協側の答弁なりが裁判上の争うべきことを、一向に争ってないまま負けるんじゃないかという根拠です。

そこを示していただきたい。

議長（三重野精二君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 10番、太田議員の質問に答えさせていただきます。

それは最終的に、裁判、今、やってみないと、勝つか負けるかっていうのはわからないんですけども、本来、おっしゃられたとおりと思います。

確かに4期に分けて事業が行われていて、1期ならず2、3、4期、全部1名が抜けた段階で、例えば50人あった中で、1名抜けて49人で借り入れが行われていたと。

しかしながら契約書を見ますと、確かに道義的なものはあると思うんですけど、契約書自体は、49人に対して50人分を貸し付けしてると。そのことについて、確かに1名が抜けた原因はどうであるかという、いろんな推測はできるんですけども、49人に対して50人分を貸し付けてるということ自体はもう変わらないわけで、それで、契約が当時町と結ばれてるということがあります。

それを一方的に、農協だけの責任を問う議論というのは、やはり非常に厳しいと思います。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） それになったら、この代表の方に何で請求が払われなかったかという実態がなかったんでしょう。その1名を除いて借り入れ契約をしてるということはわかります。

だからその代表、全体責任としての請求書を一向に払った経緯がないということは、一つの農協としての落ち度ではないかと。市じゃないですよ。農協としての落ち度ではないかというのを

何で市がつかなかったんかという。

議長（三重野精二君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 10番、太田議員の御質問にお答えいたします。

今、副市長が申しましたように、契約につきましては、JAさわやかと基盤整備をされた土地の所有者、今50人といいました。仮に50人ということで、農協としては、その50人と、代表者と契約しながら、全体債務者としてそのあとの人がなるべきところであったと思います。

そうした中で、1名の方が工事着工前後して、交通事故で亡くなったということでございますが、私が地域の方に、代表者の方に聞いた話の中では、工事施工に際し、死亡した方のお兄さん、相続関係者でございますが、その方とお話をして、死亡者の長男の方が家を継いでいこうから、事業はしてもいいというようなお話をいただきちょっと。地域の方はそういうことで、事業を継続して行ったというような話を聞きました。

ただ、その方が借入れをしたかということ、その方は借入れをしてないと。49人の方で、農協と地域の方々に、借入れ申請をしたというようなことで、これにつきましても、そのことで、町と協議をなされたかということをお尋ねしましたところ、後を継いでいくという話であるから、特にそういう相談はしてなかったと。ただ借入れを、償還が始まって、その方に、結局農協としては、代表者の方に、借入れの返還の全額です、金額をお知らせをして、それに対しまして、今度、町から個人ごとの明細を、各地域ごとの代表者に送付をして、その関係者の代表者が集金をするというようなシステムをとっていたということで、その地域の代表者の方は、その方に幾らの請求がありましたということで、電話で連絡をしていたというような話です。

ただそれについて、払い込みがなかったというような状況のようでございます。

そういうことで、請求は借入れの代表者の方に、請求を、JAはしていたということでございます。

それに対して、各代表者の方は、町からの個人ごとの請求を、地域ごとの代表者の方に配布して、償還金を集めて、農協の方に支払っていたというような状況でございます。

そういうことで、そのことが即庄内町の方に、情報が伝わってなかったということもあったのかなというような推測をしているんですが、いずれにいたしましても、地域そしてJAと町、それぞれ3者間の意思の疎通がなされてなかったというようなことが、一つ大きな原因であったのではなかろうかと思っております。

そういうことで、地域の方におきましても、代表者とも協議をしながら、それぞれ対応してきたと。

庄内町のこの南庄内地区におきましては、この案件だけでなく、ほかにも何件か、こういう事例が、払い込みがなされてないというようなこともありまして、農協としては、それぞれ地域と

それと町とも協議をしながら、払い込みのお願いをしながら、最終的にこの1件だけが残ったということを伺っております。

以上です。

議長（三重野精二君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 話はあくまでも推測に過ぎないで、実態として農協は、この連帯保証者に対して、1回も請求をされた実績がないわけですよ。

既にもう第1回目の支払い満了日が平成7年です。もう10年以上たってやっと今になって、これが由布市として上がってきたという。

最初からもうこれは私たちが これも推測ですけど 払わんでもいいと。最終的には損失補償契約がされてるから、町なり市が払うんだと。ある意味では、悪意にとれるような気持ちが農協にあるんじゃないかと。私たちはそのことを強く裁判でもついてほしいと。議会としては、常任委員会としてはその辺の気持ちがありました。

ですからこの金額自体でも、遅延損害金に対する支払いはする必要がないと。農協としては、自分とこの過失を認めるべきだという、議会としてはそういう気持ちであります。

以上です。

議長（三重野精二君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

以上で、各議案の質疑が終わりました。

それでは議案第80号から議案94号までの計15件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。各委員会での慎重審議をお願いをいたします。

・

議長（三重野精二君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は12月19日、午前10時からであります。委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。慎重審議、御苦勞でありました。

午後2時58分散会